

平成 25 年 9 月 18 日 (水曜日)

平成 24 年度決算審査特別委員会会議録

(第 2 日目)

平成24年度決算審査特別委員会会議録第2号

平成25年9月18日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長	及川均君		
副委員長	鈴木春光君		
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君	
	佐藤宣明君	阿部建君	
	山内昇一君	山内孝樹君	
	星喜美男君	菅原辰雄君	
	小山幸七君	大瀧りう子君	
	三浦清人君	西條栄福君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者兼出納室長	佐藤秀一君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君
産業振興課参事	高橋一清君

(農林行政担当)

建設課長	三浦	孝君
危機管理課長	佐々木	三郎君
復興事業推進課長	及川	明君
復興用地課長	佐藤	孝志君
復興市街地整備課長	沼澤	広信君
上下水道事業所長	三浦	源一郎君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤	広志君
総合支所町民福祉課長	菅原	みよし君
公立志津川病院事務長	横山	孝明君
総務課長補佐	三浦	浩君
総務課上席主幹兼 財政係長	佐藤	宏明君

教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	芳賀	俊幸君
生涯学習課長	及川	庄弥君

監査委員部局

代表監査委員	首藤	勝助君
事務局長	阿部	敏克君

選挙管理委員会部局

書記長	三浦	清隆君
-----	----	-----

農業委員会部局

事務局長	高橋	一清君
------	----	-----

事務局職員出席者

事務局長	阿部	敏克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦	勝美

午前10時00分 開会

○委員長（及川 均君） おはようございます。

決算審査特別委員会、2日目でございます。本日もよろしくお願ひを申し上げます。

ただいまの出席委員数は14人であります。これより平成24年度決算審査特別委員会を開催いたします。

これより、会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

昨日に引き続き、認定第1号平成24年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計歳入に対する質疑が終了しておりますので、一般会計歳出の審査に入ります。

審査は、款ごとに区切って行います。

質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

初めに、1款議会費、47ページから48ページの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。局長。

○事務局長（阿部敏克君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、平成24年度の議会費の決算の概要についてご説明を申し上げます。

平成24年度の議会費の決算額につきましては、1億834万円ほどの決算額でございます。

この部分につきましては、議会活動に要した経費ということで定例会、臨時会合わせて10回を開催しております。会議日数につきましては、定例会23日、臨時会6日、合計29日という状況でございます。そのほか、震災の特別委員会と三陸縦貫道に関する特別委員会等、そして各常任委員会の所管事務調査、そして東日本大震災の特別委員会として昨年度は6月に復興庁へ陳情、要望活動を実施している経費でございます。23年度決算額と比較いたしまして、3,000万円ほど24年度が減となっております。この部分につきましては、決算書の節の災害補償費でございますが、23年度につきましては、24年度のこの2つにほかに遺族特別支給金、遺族特別援護金、葬祭費用といたしまして、合わせてこの3つで2,200万円ほどがございましたが、24年度についてはこの部分は一時金として支払われたために、24年度からは発生しないというのが主な原因でございます。

以上が、平成24年度の議会費の主な概要でございますので、よろしく審査の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（及川 均君） 担当課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

なければ、1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費、47ページから72ページの審査を行います。

担当課長の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）おはようございます。

それでは、47ページ以降総務費となりますけれども、まず2款総務費1項総務管理費の1目一般管理費でございます。これは前年度と比較いたしまして80.3%の増となってございます。その理由ですけれども、全国からの派遣職員に係る必要経費を計上したことが大きな要因となります。具体的に申しますと、3節の職員手当の中の災害派遣手当、9節旅費の特別旅費、14節使用料及び賃借料の職員宿舎の借り上げ料、それと19節の負担金、補助及び交付金の中の災害長期派遣職員の負担金の計上によるものとなります。これらの総額で5億1,300万円ほどになりますけれども、この経費は全額震災復興特別交付税により措置されております。

次に、51ページの2目文書広報費、それと次のページの3目の財政管理費につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

○委員長（及川 均君）会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君）4目の会計管理費でございますけれども、記載のとおり需用費の消耗品等が主な支出でございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。以上でございます。

○委員長（及川 均君）総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）次に、5目の財産管理費でございますけれども、これは前年度対比204.6%、大幅な増となってございます。その理由でございますが、56ページに記載の25節積立金がございます。この積立額の大幅な増額によりまして、これだけの大きな伸びとなってございます。以上でございます。

○委員長（及川 均君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）55ページ、56ページをお開きください。

6目企画費でございますが、2,700万円ほどの決算額でございますが、内容的には備考欄に書いてありますとおり再生可能エネルギーの利活用調査の委託料、それから懸垂幕を作成した部分、それから19節は広域の負担金等の所要の経費でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（及川 均君）総合支所長。

○総合支所長（佐藤広志君） 同じく7目の総合支所管理費でございます。55ページ、56ページ、次の57ページ、58ページにまたがっております。総合支所の施設の管理経費の決算内容となっております。よろしくお願ひします。

○委員長（及川 均君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 57ページ、58ページをお開き願います。

8目の交通安全対策費でございます。1節報酬及び9節旅費におきまして、交通指導員の報酬費用弁償の所要額を支出してございます。15節工事請負費で交通安全対策特別交付金によりまして、カーブミラーなどの交通安全施設の実施をしてございます。

続きまして、9目防犯対策費でございます。1節報酬及び9節旅費におきまして、地域安全指導員の報酬等費用弁償の所要額を支出してございます。15節工事請負費で、防犯灯107基の設置を実施してございます。

次に、59ページ、60ページをお開き願います。

10目危機管理対策費でございます。1節報酬及び9節旅費におきまして、防災会議委員の報酬費用弁償の所要額を支出してございます。ちなみに地域防災計画原子力対策編の策定を行っておるところでございます。11節から18節にかけまして、宝くじ交付金を活用し、消耗品費で職員のヘルメット269個購入、それから衛星電話工事でドコモワイドスターを3台、これは衛星電話です。それから、機械器具費でイリジウム衛星携帯3台並びに緊急自動車のサイレン等を整備してございます。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私から59、60、それから61ページの15目まで説明をさせていただきます。

初めに、11目電子計算費でございますが、これは住民情報、税情報などの行政の基幹系業務に必要な電算処理に係る経費について執行をいたしました。12目まちづくり推進費、ページをめくっていただきまして、おらほのまちづくり推進事業、それからまちづくり基金に対するふるさと納税の積立金が主なものでございます。次、13節の地域交通対策費でございますが、バスの運行関係に係る費用でございました。14目きめ細かな緊急経済対策でございますが、入小のプールの工事繰り越し分でございます。最後、15目の震災復興推進費でございますが、これは緑の分権改革ということで木質バイオ関係の実証試験を行った経費でございます。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 続きまして、61ページからの説明になります。

まず、2項徴税費の税務総務費でございますが、人件費関係でございます。

次のページ、63、64ページになります。

賦課徴収費でございますが、主なものは13節委託料の不動産鑑定業務、これは例年行っている標準地の時点修正の委託料でございます。それから、22節の補償費、補償補填及び賠償金でございますが、これにつきましては生命保険年金の税務上の取り扱いの変更に伴う特別還付金ということで、国の措置に準じて要項を制定してこちらのほうで還付した金額でございまして、生命保険年金との二重課税が問題になった件に係る補償金ということでございます。

それから、3項の戸籍住民基本台帳費でございますが、65ページ、66ページをごらんいただきたいと思います。

13節、14節委託料、使用料関係ですが、戸籍及び住民基本台帳関係システム経費ということになっております。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 4項の選挙費でございますけれども、これは委員会の運営に係る経費、それと24年度中に執行された選挙に係る事務経費でございます。

○委員長（及川 均君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 69ページ、5項統計調査費でございますが、24年度は特に大きな統計調査はございませんでしたので、人件費が主なものとなっております。

○委員長（及川 均君） 局長。

○事務局長（阿部敏克君） 71、72ページの監査委員費でございますが、監査事務に関する所要経費を掲げた決算でございますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 ページ数は54ページなんですが、会計管理費4目、その中の23節に震災不明金返還金というのがあります。この意味をちょっと教えていただきたいなと思います。

それから、67ページ、衆議院選挙の費用です。これは投票率はどうだったのかちょっと教えていただきたいなと思います。

○委員長（及川 均君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） 会計管理費の23節の償還金、利子及び割引料の中で1万4,300円、震災不明金の返還金ということでございますが、これについてご説明を申し上げます。

これは前にもご説明をしておりましたけれども、震災の際に現金は入っているんですけれども、それがどこに入るのかわからないということで、震災不明金ということで決算処理をしておりましたけれども、24年度において1万4,300円について確認がとれたということで、それを不明金の中から返還をしたという形になっております。これは資料をちょっと持ってこなかつたんですけども、記憶では給食費が判明したということで本人が震災の当時の領収書を持ってまいりましたので、それを確認をして返還をしたという形で、本人に返還したのではなく給食費に返還をしたという形で処理をしてございます。以上です。

○委員長（及川 均君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 総選挙の投票率の関係でございますけれども、決算書の付表の35ページに選挙の結果につきまして掲載してございますが、総選挙の投票率、南三陸町では52.55%、6区の部分を合計いたしますと57.41%だったという形でございます。

○委員長（及川 均君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 54ページの震災不明金、内容はわかりました。非常に震災時はいろいろ混乱してなかなかこういうのが処理できない部分もあったのかなと思っております。

そうしますと、もう既に全て不明金はないと、これで処理が終わったということではないですか。ちょっとその辺もう一度お願いします。これからどういうふうにやっていくのかということです。

それから、衆議院の投票率、52.55%ですか、ということで非常に私は低いんじゃないかなと思っているんです。衆議院選挙ですので、なかなか投票に行かない人たちも随分多くなっているのではないかと思うんですが、その中でちょっと私が町民の方に言われたのは、投票所が遠過ぎると。もっと近くに投票ができるやうなやり方、そういうものを考えてほしいと言われたんですが、その辺は投票率を上げるためにもやっぱりこれは権利ですから、国民の。そういうことで、上げるためにどうすればいいのか。町としてはそういう声も聞こえてはいると思うんですが、その辺をどのように考えているか、お願いします。

○委員長（及川 均君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） 24年度の決算では1万4,300円ということで決算をしておりますけれども、これは不明金のほんの一部でございます。まだ不明金は、税金とか給食費とか、それが判明していないものがまだありますので、今後判明次第このようないく形で返還という形でこれからも処理していくようになると思います。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 投票所が遠いというお話でございますけれども、震災後どうしても残っている公の施設を中心に投票所を設定してございます。前回の参議院の選挙の際にも9カ所ございましたけれども、あくまで投票当日は9カ所ということでございますが、その前の期日前投票所、今回は南方仮設等も含めまして6カ所用意させていただきました。当日どうしても遠くてできないという場合であっても期日全投票の利用ができるということなので、今後とも啓発活動は当然進めてまいりますけれども、投票行動にとっては期日前投票の利用をすることによって、従前よりはしっかりした形で投票はできるんじゃないかなと考えてございます。

○委員長（及川 均君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 また不明金はまだあると、そういうことで今後これはそうしますと、どこにこの不明金は入っているんでしょうかね。今わからない部分はありますよね。これはどこに入っているのかということをもう一度お願ひしたいと思います。

それから、投票所ですね。期日前投票、これは非常に好評でやっている方も随分いるんですが、ただそれになかなかそこまでも行けない人たちがおりますよね。大変な状況の中で私ももっと近くに投票所をつくってほしいという声も聞こえましたので、その辺検討する余地はあるのかどうかということをもう一度お願ひいたします。

○委員長（及川 均君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 検討する余地ある、なしという話であれば、当然あるというふうには考えてございます。ただ、今回10月の選挙がございますけれども、基本的には現在は参議院と同様の形態で選挙執行をしようと考えてございます。以降、これは検討材料という形にはしていただきたいと思います。

○委員長（及川 均君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） これは、雑入の中に入れておりますので、23年度の決算書のご説明申し上げておりますけれども、年度をまたいで処理をするという形になっております。以上でございます。

○委員長（及川 均君） ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 何点かお願ひしたいと思います。

ページ数は61から62です。

13目地域交通対策費、この中で災害臨時バス運行委託料が3,300万円ほどあります。この金額は24年度決算の中ですが、25年度に入って世界的な石油とか円高の関係でガソリン

代が高騰していると思います。そして、次年度に向けた24年度に対して25年ということの上積みはされているのか、その辺、お聞かせください。

あとは15日の災害復興推進費ですか、この中の木質バイオマスがあります。13節委託料の。この委託料の調査内容をちょっとわからない部分があるので、その辺、簡単にでいいですのと今の調査の状況、その辺ちょっとお聞かせください。

企画の担当部署だと思うので関連ではありますが、ことしに入って民宿組合にJR東日本の復興観光ホテルの建設みたいな形で説明があって、6月に課長に聞いたんですけども、その辺、その後どういった進捗になっているのか。この3点、お聞かせください。

○委員長（及川 均君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、1点目のバスの経費の関係でございますが、25年度についても、基本的にはバス会社さんのご協力によりまして、前年度と同額での運行委託料でバスを走らせております。

それから、木質バイオマスの関係でございますけれども、幾つかペレットの燃料の問題ですか、それから生ごみの処理、それ以外に太陽光とかいろいろな再生可能エネルギーの種類があるんですけども、それらについて一通りの検証を行いながら、この町でどのメニューが一番実現性が高いかということを試験をしていただいたところでございます。現在、内容について取りまとめ中でございます。

それから、最後のJRの宿泊施設についてですけれども、以前も千葉委員にはお答えをさせていただきましたが、1カ月ぐらい前でしょうか実際にその民宿経験者の方々にお集まりをいただいて、少し踏み込んだ検討をした経緯がございます。例えば、個人の自己負担が幾らぐらいになるのかとか、そういった経済的な部分も含めまして検討をしてございます。幾つかお聞きしたいテーマをまとめましてJRに一括してお送りしております。また、近いうちにJRさんからそのご回答をいただきつつ、民宿をやってみたいという方々とお会いして詳細なお話をこれからしていきたいという段階です。

○委員長（及川 均君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 運航費の燃料費を含めた額は同額でもって25年度もということなのですが、結構これから燃料費も上がってくると思うので、そのときの行政としての対応をやっぱりしていかないとと思うんです。結局、この額で25年度もという形は行政の考え方であり、経営する側にとってはなかなかこの辺難しいというところまで、もう燃料が上がってくるような感じがします。消費税の関係も含めて、今度やっぱり行政としてガソリン代とかこういった部分

はもう考えていかなくてはならない部分であり、また燃料費も復興交付金からこの辺は出るのだと言えばそれまでなんですが、その辺もやっぱり業者のことも考えながらできればそのことも考えていいってほしいと思います。高騰が進んだときの対応ですね、行政。その辺、もう1回お聞かせください。

あと木質バイオマス、ペレットということで、結局ペレットをつくる段階の作業がごみ処理場の衛生センターのあそこであって、一度何か事故があったようなんですけれども、その後での進捗が見えなくて、森林組合さんとかこうかかわってくるわけなんですが、どの地区でそのペレットをやったほうがいいとかそういったこの調査の上での考え方、その辺もあると思うんです。そのほかに今課長が話されたごみ処理関係のバイオマス、あとは太陽光ですか。なかなか太陽光は自宅の建築に当たって太陽光設置、それはあるかもしれないんですが、行政としての太陽光とかこのごみですね。この辺の関係は、やっぱりなかなか行政としてはもう難しいと考えている現実があると思うんです。メガソーラー、東松島市でもう大々的にやっています。至るところでやっぱり太陽光発電、いざというときの自然エネルギーの活用、その辺はもうやっぱり重大な問題だと思いますので、とりあえずペレットでやるならどういった形にどの部分でやるかというのは、ある程度行政でも把握して25年度にもう入っていると思いますので、この進捗、やっぱり太陽光を町で事業として行うのは難しいのか。2問目に関してはこの2つです。

あと観光復興ホテル、これに関しては、なかなか事業再建の4分の3事業の申請をしている方、民宿の方、皆ではないような状況も聞きます。そういった中で、JR東日本のこういった民宿さんの建物を建てて、そこを使って一緒に観光とかこれから労務者いろいろ入ってきます。そういった人たちの受け皿としてやるということで大賛成という話もありますので、その辺は早々に土地を町で確保とかJR東日本が確保するかわかりませんが、そういったことも積極的に町で取り組んでいって、そしてやっぱり民宿をやっている方は漁業の方が多いんですが、漁業の方のそういった生産したものの販路的なそのものを食べていただいたら買ってもらう手段としても、こういった場所は必ず私は必要になってくると思うし、そういった説明、具体的なことも行政で考えていったという今課長の説明がありました。この辺、もっともっと早くやっていかないと、やっぱり商品の販路が一番問題だということで、とりあえずどこか販路を探してくれという民宿をやっていた方、漁民の方も含めてそういった販路の受け皿としてこういった施設は貴重だと思います。だから、その辺でスピード感を持ってやってほしいんですが、そのスピード感的な行政の行動、どんな形に今後進めていくのか、

この辺、もう一度お願ひします。

○委員長（及川 均君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） バスの燃料費を含めた価格につきましては、今後の推移を見ながら当該運行会社と協議をしながら進めていきたいと。場合によっては、補正予算を組むということもあるかと思いますので、その際にはよろしくご理解をいただきたいと思います。

それから、ペレットの関係なんですけれども、具体的にどこにという製造施設の場所についてはまだそこまでは踏み込んでおりません。たまたま去年は実証試験の段階で、クリーンセンターの跡地を利用して製造する機械を仮設置をして、試験に対応したということでございます。いずれペレットをこの町内に普及させまして、町内でペレットをつくるための費用対効果というんですか、それについては1年間で1,600トンのペレットの需要がないと、なかなか採算ラインに届かないという報告を受けておりますので、果たして公共施設も含めて一般家庭あるいは事業所、そういった形で普及を裾野を広げていって1,600という分母に届くかどうかかも含めて今検討をしているところであります。

それから、JRの宿泊施設の関係ですけれども、これはあくまでJRさんが南三陸町に対して支援という形での要請であります。ただ、支援とは申しましても、例えば建物を建ててもその中の器具備品ですか、あるいは送迎用のバスとかそういう細かい経費については、当該者のご負担になるということになりますと、なかなか費用負担ができるかどうかも難しいということで、その辺では今支援するJR側とやる側の地元の方々との要望がマッチするのかどうかも含めて、町が間に入っているいろいろ調整をさせていただきたいというところでございます。

○委員長（及川 均君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 この最後の復興観光ホテルに関しては、やっぱり南三陸町に宿泊する施設がないということで、民宿ももう二、三割ぐらいですかね、ピーク時から比べると。そういう形で宿泊地が減っているという状況の中で、やっぱり町外から来るという、足を運ぶというこういった時間のロスというのはやっぱり私は無駄だと思うので、ぜひ町も協力しながらこの辺の取り組みできれば。今大きいホテルさんが町の中で運営をしていくてなかなかその数も多くて対応し切れないと、そして値段も価格の競争の部分がない分、高いんじゃないとか、やっぱりいろいろな話も聞こえてきます、その経営状況の中で。だから、こういったことも含めると、逆にこういった同じようなホテルさんが建つことによって、やっぱりますます町の復興が進んだり活性化にもなっていくと思いますので、ぜひこの辺は相手側もある

ことですが、こっちからも極力そういった支援に対する誠意を形として見せていくことでスピードアップできると思いますので、この辺はぜひ町に推進という方向で私はお願ひしたいと思います。

ペレット事業に関しては、なかなか需要と供給、このバランスもあると思いますが、今南三陸町は全国から目を向けられています。そして、全国に発信するチャンスで、こういった事業を南三陸町はほかの被災自治体よりも幅広くやっているんだというアピールをしていくことによって、そういう需要の幅も広がってくると思いますので、町中だけにとらわれないでこのいいものだったら、そして今後ペレットの方向に全国で動きがあるんでしょうが、南三陸町が被災してそういった中で木材の塩害とかいろいろあって、それに使える使えないという議論はありますが、そういったものも活用できるような方法をペレット加工に取り組んでいけば、やっぱりこういったペレットのペレットストーブとかその辺の先進地になるのではないかなど、そういった取り組みも町にできればお願ひしたいと思います。

バスの運行会社さんもなかなか大変な状況の中で、バス整備とか車を購入したりしている中で、やっぱり今学校とか町内のそういった運行をしていると思うんです。やっぱりそういった中で、多くの負担をかけた場合にその会社さん側の今後の運営もこれがずっと続くわけじゃないんですね。だから、今生懸命取り組んで車の結局完備もしながらやっていくわけなので、余り負担がかかると将来的な保障もないですから、やっぱりある程度損のないような形でできれば町でも補正でやるという考えも今課長から言われましたので、できれば事業所に負担がかからない形でお願いしたいと思います。終わります。

○委員長（及川 均君） ほかに。山内昇一委員。

○山内昇一委員 57ページ、58ページ、この中から交通安全とそれから防犯灯ですか、こういった中からちょっと関連もありましてお願いしたいと思いますが、先ほど課長の説明によりますと、防犯灯107基ですか、そういった設置をするようでございますが、実はカーブミラーもかなり破損していたりするんですが、そういったものの今後の取りつけ整備の考えはないのかどうか。

それから、今前段、同僚議員お話ししましたが、56ページ、再生可能エネルギーの部門で気仙沼市でも本格的に今回導入しました。そういった中で、地元の地域資源活用と何度もお話ししておりますが、そういったことの中で現在はやはり需要が費用対効果といいますか、先ほどおっしゃいましたように1,600トンといった数字が出ておりますが、こういった計算の基礎といいますか根拠といいますか、そういったこともちょっと我々にはわからない点で、も

しおわかりでしたらこの辺ちょっと詳しく。

○委員長（及川 均君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 交通安全のカーブミラー等のご質問でございます。

平成24年度の実績におきましては、カーブミラー8基設置をしてございます。それと、大森地区の丸平さんの新田川沿いの河川の脇に転落の危険性がある道路がありましたので、そちらにもガードレール等の設置を行ったりしてございます。町で危険箇所をピックアップしながら整備を行うとともに、それから地区から上がってまいります要望に関しましても、交通安全対策交付金が大体150万円年間ございますので、プラスアルファの予算をもちまして危険箇所を改善してまいりたいと考えてございます。

○委員長（及川 均君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 再可エネルギー関係のペレットの部分ですが、実は先ほど1,600トンというお話をしましたが、ちょっと数字的な根拠につきましては詳しくは持っておらないんですが、単価がたしか四十数円と聞いておりました。それから逆算しますと、施設を整備したり、それから機械を入れたりというペレットをつくるための施設整備で2億円近く投資がかかるんだと。そして、3年、5年という段階で町内にストーブの需要が広がっていったときに、最終的には千五、六百トンの町内消費が見込まれないと投資した部分が回収できないというお話を聞いております。

○委員長（及川 均君） 山内委員。

○山内昇一委員 今課長、8基導入するということで、危険箇所とかそういった地域の要望で応えるとおっしゃっております。まさにそのとおりですが、道路だけではなく今回被災した仮設の出入り口、あるいは仮設の中にもかなり見通しが悪くて、地域の要望といいますかそういったことが出ている箇所もあります。全てではないと思いますが、そういったことも自治会長さんとかあるいは区長さんを通してお話をありましたら、ぜひこの辺ご検討をいただいて、これから秋の交通安全といった中でこの町内から一人も事故、死亡者がないように、そういういた取り組みも必要ではないかと思いますでよろしくお願ひしたいと思います。それで、そういういた考えといいますかお願ひできるかどうか、ちょっと最後にお願いしたいと思います。

それから、再生可能エネルギー、これは確かに2億円ぐらいかかるというお話を聞いております。1億円ちょっとかかるという話からいろいろ規模の大きさによりましてね。しかし、本町は今みなしふ設を初め他市町村にいろいろお世話になっている町民の方がおられます。

やがて帰還すれば高台に自宅を持つといった中で、個人でも導入する予定の方もかなりふえてくると思います。さらに、いまや化石燃料は地球的規模から見まして枯渇するといったこともありますし、先ほど同僚委員おっしゃいましたように、やはりこの地域で特長のあるそういういった新しいエネルギー対策の事業の取り入れといったことも私は視野に入れてもいいと思います。その辺、もう一度お願ひします。

○委員長（及川 均君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 平成24年度におきましても、新たに建築しました仮設住宅からの町道への取りつけ関係で、視界が不明瞭ということで細浦地区等に関しましてもカーブミラー等設置してございます。現地を踏査の上、また要望も加えまして現状を把握しながら対応してまいりたいと思います。

○委員長（及川 均君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今回農林関係の補正でたしか500万円計上させていただきました。予算質疑の説明でも申し上げましたとおり、一般家庭を含めた底辺の拡大をするという地ならし的な意味合いも含めて予算をつけていただきましたので、今後そういう形で進めてまいりたいと思います。

○委員長（及川 均君） 山内委員。

○山内昇一委員 わかりました。課長、そういったことで取りつけると、あるいはそういう考え方であるといったことについては、防犯灯それからカーブミラーについては設置方お願ひしたいと思います。

それから、再生可能エネルギーですが、やはりこれは継続しないと意味がないんです。継続は力なり。そういう言葉もあるようですが、ちょっと長期化になると思いますが、その辺よろしく施設整備、あるいはそれに向けての検討方お願ひしたいなと思います。よろしく。

○委員長（及川 均君） ほかに。阿部 建委員。

○阿部 建委員 52ページの14節及び19節関連でお伺いをするわけですが、職員宿舎等の借り上げ料も多額になっておりますし、あるいは派遣職員の負担金も大きくなっている。この派遣関係は災害対策基本法という法に基づいて行っているわけでございます。そのような中で、まだまだ派遣職員が足りないんだと町長もそういうことも言っているように思われますが、一体本町では現在どの程度の何名の派遣職員がいて、何名まで、これは何名でもいいですか。派遣職員が希望するならば何名でも認められるものかどうか。その辺がこの災害対策基本法の中で、どのようにうたわれているのか、その辺を関連で伺いをしたいと思います。

それから、64ページの賦課徴収、居住関係、ここに921万円いかほどの不用額が発生している。そして23節には796万円の不用額が発生している。これはどのような理由のもとにこれだけの多額の不用額が発生をされたのか、その意味と内容ですね。

それと、還付金ですか、九百何万円、これらについて詳しくご説明を願いたいと思います。

○委員長（及川 均君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 派遣職員の関係のご質問でございますけれども、25年8月1日現在で40団体から83名の職員の派遣を受けてございます。基本は、当町条例中に職員の定数条例がございますので、その職員の定数条例を超えない範囲内であれば、そのエリアまで派遣職員の要求、要望は可能とは考えてございます。

行政事務を執行していく中で、年度間においてもやはり復興需要、新しい需要が登場してまいりますので、その都度関係自治体に派遣要請も行ってございますし、また町村会、県等を通しまして対向支援も行っている状況でございます。現在においてもどうしてもやっぱり不足人員が生じてございますので、人事担当として日々派遣職員の要請についてお願いをしているといった状況でございます。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 賦課徴収費に関して回答いたします。

多額の不用額を出した内容についてですが、法人町民税の還付の積算において、約この半分について見込みの還付申請がなされなかったということで残っておった分と、通常の中で足りなくないようにということで資格や所得の更正等、あとは減免等に対応するため補正させていただいた分が残ったという内容でございます。

それから、還付の内容でございますが、町民税関係でございますと、全てで304件からの還付件数ということになっております。それにいろいろな何期、何期と複数になりますので、総体的な件数はこれより大幅に大きくなるということで、実態としては304件という実績でございます。

○委員長（及川 均君） 阿部委員。

○阿部 建委員 派遣職員の関係であります。職員の数は条例で定められています。その職員の数以内であればいいということですか。派遣職員を含めてですか。何人になっているんですか、当町の必要職員の数が。その答弁がちょっと、はい、そうですかというわけにいきませんよ。それでは、今まで70人も80人も足りないで町政運営してきたんですか。そうなりますよ。もう1回そこを詳しく、今何名が条例定数で、自分でこう……、私の聞き方が悪いのか

わかりませんが、その辺もう一度ですね。

それから、還付金のほう、積算の誤りじやないの、これ。そんなにあなた方、何回も言うようですけれども、プロの職員なんですから。それから、この時間外勤務手当、これも私はざらっと見た。私はこれ、までに見たらいっぱいあるけれども見たことないんだから、ここで初めて開くんですよ。ぱっと目についたものだけを質問しているの。客観的に変だなと思うようなものについて質問をしている。10名の職員で二百二十何万円の時間外手当、これは夜の夜中も無理無理に請求に歩いたためにこうなったのか。何が原因でこうなるのか。職員が不足なのか。あるいは時間外に一生懸命徴収活動をしたために、こういう手当が必要になつたのか。このような還付金の関係、これは900万円。1,700万円の予算をとって半分しか使わないんですよ。約半分。そんな予算の計上の仕方がどこの世界にありますか。そう思いませんか。

もう1回詳しく、条例定数。あなたは条例定数の少ない分は派遣職員を迎えることができると言っているんですから。そうじやないと思いますよ。災害対策基本法、どうなっていますか。こういう災害の際には、お互いに各団体より派遣職員を求めるに決まっているんですから。法律で決まっているんですからね。

もう1回、詳しく条例定数、派遣の件、それから時間外手当、還付金、もう1回ですよ。インターネットで私も見られるかもしれません、あなた方もみんな町民が大事なことですので、町民一人一人がわかるように詳しく説明してください。

○委員長（及川 均君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、定数条例の関係でございますけれども、いわゆる町長部局と各行政委員会の部局の職員、合計で定数条例は349名でございます。そのほか病院の職員はまた別個でございますので、全体ですと477名が定数条例でございます。それで、これは7月1日現在での職員数を申し上げたいと思いますけれども、町職員、プロパーの職員が196名と町任期つきの職員が17名、再任用の職員が3名、残り自治法の派遣が81名と、合計で297名が現在町の職員として勤務いたしてございます。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 還付金についてご説明申し上げます。

先ほどの内容ですが、法人町民税が税割というのが1件100万円を超えるような還付になる場合がございまして、それを積算した結果ということで、確かに今後とも内容等については精査していきたいと思いますが、年度を超えた25年度にももう数百九万の還付という内容が

ございまして、その還付のタイミング、申請のタイミング等を図りながら、今後精査して積算していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（及川 均君） 阿部委員。

○阿部 建委員 税務課長の説明はそんなところなんでしょう。やはり予算は、調整する段階で余り不用額出してもいけないし不足になってもいけないし。そういうことですので、その辺は余り不用額が出れば手柄だというものじゃないんですので、今後はそういうことがないようにならぬことを願っています。

それから、職員の関係でありますと、条例定数が349人なんですか、477人、どっちが条例定数。349人が条例定数、職員定数になっていると。その中で現在は297名の職員で、297名で間違いないかもしれませんか。50名も少ない。この297名は82人の派遣職員を含めてですか。含めて。ということはもう少し職員数が必要なのではないかなと。経費節減のために349人の条例定数なのに、この297名から82名引いた数が190名ぐらいですか。その数で今南三陸町の行政運営を職員さんが本職の方で行政運営といいますか、それを行っているとそういう解釈でよろしいですかね。その中に82名の派遣の方々が現在本町に来て一生懸命働いていただいていると、そういう解釈でよろしいでしょうか。それから、ついでですので、これは復興交付金で賄つておるんだということでしょうかね。この剰余金、3千幾ら、大金ですね。全てではないでしょうが、これらの不用額については復興交付金などについてはどういうふうに処分するんだろうなと思いますが、これを勝手になんたりかんたりというのはおかしいですけれども、別のものにすることができるのかどうかですね。もっと職員をふやすことが。これに基づいて交付税がなされているんですから、349名に基づいて本町に地方交付税が、それも地方交付税法によって交付されてある。だったらなぜ職員をもっとふやさないのか。そう思いますよ。349人の枠と言えばなんですかね。私は今足りない足りないと言っているんだから。ところが町民の方は職がなくて大変になっているんですよ、今小泉の処理場も終わって。随分歌津から行っているんですから、小泉の災害関係の仕事に。その方々の仕事もなくなってきている。また言いたくありませんが、ウォシュレットのことを申し上げますと、本当にウォシュレットの職場は役場しかないんですよ、役場。個人の職場はほとんどないですから。ガソリンスタンドも整備工場も全てが、飛行場の職員も全てが役場職員です。だから私は聞くんです。その給料はどうするんだと。最低賃金ですよと。最低賃金で皆さんに働いてもらっているんですよ。最低賃金と法で定められた最低賃金で。そして何とか職員の皆さんに給料を支払っていると。そういう方のようです。そのようなことですので、今後はやはりそのよう

なことも考えて、安く広く職員採用したほうが私は町の運営のためには、町民のためにはよいのではないかと思います。震災後は大きく変わりますから、いろいろ考えて今後進めていったほうがいいのかなと思います。答弁は要りませんから、これで終わります。

○委員長（及川 均君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 開議

○委員長（及川 均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2款総務費の質疑を続行いたします。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 3番です。2点ほどお伺いしたいと思います。

決算書は52ページでございまして、19節の負担金、補助及び交付金、この中に東北自治総合研修センター寄宿舎負担金と35万5,000円ほどございますが、これに関連してご質問申し上げますが、付表で申し上げますと21ページでございます。

当町におきましては、残念ながら震災の形の中で多くの幹部職員を含め多くの職員が犠牲となつたという状況下にございます。そこで、この付表では職員のいわゆる研修とうたつておるわけでございます。そこで、私がお伺いしたいのは、いわゆる男女共同参画がうたわれて久しくなるわけでございますけれども、いわゆる当町の組織として大打撃を受けた今の状況下で、特に今後復興を目指すためには女性の視点というかそういう部分も非常に重要ではなかろうかという感がするわけでございます。それで、具体にはいわゆる監督者研修あるいは管理者研修、いわゆる幹部候補生というか、そういう分野の女性登用というかこの中身で申し上げれば監督者、管理者研修と23名ですか、受講しておるようでございますが、女性の研修の実態というのはどういうふうにあったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、もう1点でございますが、61ページから徴税費があるわけでございますが、付表を私見たんですが、納税組合のうたいが何もなかったものですからどうなんだろうなとこう見たらば、既に歳入終わっておるわけでございますけれども、納税貯蓄組合連合会が解散ということで、精算金が雑入に載っておるという形のようでございます。それで、当然連合会が解散されたんでしようから、滞納税組合も恐らくばらばらというか解散になったと理解をするわけでございますが、その実態がどうなのか、2点お伺いしたいと思います。

○委員長（及川 均君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 研修に関して男女共同参画というご質問でございますけれども、研

修につきましては、それぞれ基本的には市町村研修所では階層別研修がまずメインになりますので、新規採用職員からそれぞれ職階に応じて研修の時期がやってまいります。当然これは、男女問わずその職責にある者は、当該時期には一定期間研修所にまいりまして専門研修を受けるわけでございます。

現在、当町の女性管理職は今5名でございます。佐藤委員ご質問のとおり、当然今後のまちづくりを進めていく中にあっては、女性視点というのは非常に重要になってくるだろうというのを十分認識してございます。したがいまして、今後の昇格も含めてきっちり人事評価もしながら女性の登用を図っていって、それなりの研修も受けさせて来るべき時期にきちんと管理職として対応できるような形になるように当然配慮していきたいと考えてございます。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 納税組合の関係のご説明をさせていただきます。

昨年の決算付表では、震災直前まで123組合の納税組合があったわけですけれども、その後23年度、35組合まで減ったという現状がございまして、それから納税していただく納付書の発行の関係等も震災直後ございまして、いろいろ連合会または各組合長さんと協議した結果として、24年の5月の連合会の総会時に解散を決定したということでございました。それまではこここの単位組合等にいろいろな形で支援等させていただいたんですが、そのような結果となっております。歳入の雑入にも計上しておりますが、連合会の性質上、そのほとんどが町からの補助金で運営されていたという経緯もございまして、その精算額43万円につきましては雑入で精算金として歳入させていただいておるという状況でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（及川 均君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 研修の関係でございますが、総務課長の説明でわかったんですが、具体的にはこの中で何名、前年度はなかったんでしょうかね、この女性の監督者、管理者研修というの、数として上がって……。くどいようですが、私が言いたいのは全く女性の目というものが大切な分野になってくるんだろうと思っておるところでございます。したがいまして、階層別になかなか実態として難しい現実にはあるんだろうと思います。無理して人をつくるというわけにはいきませんので、いわゆる申し上げたいのは計画的にやはり大打撃を受けました組織なんですから、一定の計画性を持って、まして女性の立場というものを尊重しながら今後の研修体制を図っていただきたいと思います。

それから、納税組合ですが、解散による影響というものはないのか。それから、震災受けた

集落、その地域については、当然、私の地域もそうなんですが、全てのそういう任意組合といふものは解散したという現実にあるわけでございますけれども、震災を受けなかった地区についても解散したという理解でよろしいのか。そういう分野からは非常に今後納税する場合に不便というかわざらわしいというか、あったほうがいいという意見はなかったのかどうか、その辺。

○委員長（及川 均君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 付表上は全体数で表記してございますので、ちょっと男女別については現在資料が今手元にございませんが、基本的に管理、監督者研修、女性も参加してございますので、今後しっかりした形で対応してまいりたいと思います。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 納税組合の件ですが、被災した地域、被災をまぬがれた地域にかかわらず震災のどたばたということで解散の申し出が多数あったという現状でございます。なお、徴収に対する支障でございますが、24年度の実績が示すとおりでございまして、こちらからの積極的な納税勧奨等、結果としてあのような結果になったということで、今のところ納税組合がなくなったことに対しての大きい影響はないとの判断しております。よろしくお願いします。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で2款総務費の質疑を終わります。

次に、3款民生費、71ページから94ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 3款でございます。それでは、細部説明をさせていただきます。

71ページ、72ページからでございます。

まず、1項の社会福祉費1目社会福祉総務費でございますが、1節の報償費、社会福祉委員の報酬でございますが、民生委員41名、主任児童委員4名の報酬でございます。

次に、73ページ、74ページをお開きください。

中段になります。19節負担金補助及び交付金で1,892万4,000円ということで、福祉活動専門員ということで補助金でございますが、社会福祉協議会への補助金でございます。それから下段になりますが、28節の繰出金、これは国民健康保険についての特別会計への繰出金でございます。

2目の国民年金事務費については記載のとおりでございます。

3目の老人福祉費8節の報償費でございますが、敬老祝い金、100歳、いわゆる白寿でございますが3名、それから米寿88歳は113名になります。263万円という決算額になっております。

それでは75ページ、76ページをお開きください。

13節委託料でございますが、老人福祉センター等指定管理委託料ということで、これは歌津の老人福祉センター社協への委託料でございます。それから、その下段でございますが、敬老会の開催委託料ということで、昨年3日間、観洋で開催した敬老会の委託料ということになります。それから、19節の負担金、補助及び交付金でございますが、上段から老人保健施設等の利子補給金、これは140万7,000円、これは歌津つつじ苑でございます。中段の特養の関係につきましては、旭浦会慈恵園の分でございます。それから、その下段でございますが、介護基盤緊急整備事業の補助金3,000万円でございますが、これは社協へ入谷のデイサービス分、いわゆるトンネル補助という形になります。その下段でございますが、20節の扶助費でございますが、1,395万5,000円ということでございますが、老人保護措置費ということで3施設6名分でございます。

次に、4目障害者福祉費に入ります。77ページ、78ページをお開きください。

13節の委託料、上段のほうにございます地域活動支援センター業務委託料878万円、これは風の里の分でございます、それから、相談支援事業の委託料、これも洗心会への委託料でございます。その下の移動支援事業の委託料115万円につきましても、洗心会への移動支援事業ということの委託料でございます。それから、中段の20節扶助費につきましては、いわゆる法定のサービス費ということでございます。

次に、5目の地域包括支援センターの委託料でございますが、記載のとおりということで、次のページお願いいいたします。

6目の後期高齢者医療費でございますが、19節負担金、補助及び交付金にございますとおり、後期高齢者医療広域連合会への負担金並びに療養給付費の負担金ということになります。

介護保険費につきましても、下段になりますが、介護保険特別会計への繰出金ということで2億900万円支出しております。

次のページでございます。

9目の被災者支援費になります。中段にございます委託料、地域支え合い体制づくり委託料

ということで1億5,675万円を支出しておりますが、内訳といたしましては被災者生活支援センター、それから福祉仮設住宅委託料、それから復興支援センターの委託料、いわゆる社協に委託している分でございます。それから、下段の工事請負費でございますが、応急仮設住宅の談話室の移築工事に係る分、それから下段の126万円の部分でございますが、これは南方のゲートボール場を整備しております。

次に、児童福祉費に入ります。次のページをお開きください。

中段の13節の委託料でございますが、これにつきましては保育所広域入所委託料ということで、いわゆる住所をこちらに持ったまま登米市の保育所に入所している方々への委託料ということになります。6施設22人分になります。次に2目の児童措置費、真ん中の扶助費でございますが、子どものための手当それから児童手当ということの扶助費ということになっております。その下にございます3目の母子福祉費につきましては、母子父子家庭への医療費助成金ということで154万5,000円ほど計上しておりますが、146の方が対象でございます。

次のページをお開きください。

保育所費でございますが、2億500万円ほどということで人件費及び維持管理費に相当する分でございます。

87ページ、88ページをお開きください。

15節の工事請負費でございますが、志津川保育所の修繕工事でございますが、これにつきましては遊戯室の屋根を改修しております。それから伊里前保育所の修繕工事でございますが、これにつきましては貯水池並びに下水の改修を行っております。6目の保育園費でございますが、これにつきましては人件費並びに維持管理費ということになります。

次の89ページ、90ページをお開きください。

これにつきましても、子育て支援事業の人件費並びに施設の維持管理費ということでございます。

91ページ、92ページをお開きください。

放課後児童クラブの関係でございます。963万4,000円ほど計上しておりますが、23節の償還金、利子及び割引料でございますが、過年度の分といたしまして返還している分につきましては、23年度に歌津地区の放課後児童クラブをN P Oの助成で行ったということで、その分の返還金になります。では、一旦ここで。

○委員長（及川 均君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、同じページで3項災害救助費でございます。

○委員長（及川 均君） 阿部委員。

○阿部 建委員 説明で多額の不用額の出ているのはどういう内容で出ているのか、その辺を説明していただかないと全てに質問するようになりますので、大きな理由があるんだろうと思いますので、不用額の金額の大きい分については説明をしてください。そうすると、質問しなくてもいいんです。そういうふうにお願いします。

○委員長（及川 均君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 続けさせていただきます。

13節の委託料でございます。東日本大震災に伴う災害廃棄物処理委託料でございますが、現年度分といたしまして149億円ほど、それから下段の繰越事業分として16億1,700万円ほどでございます。事業の概要につきましては、付表の52ページに記載してございますのでごらんいただきたいと思います。なお、繰越明許費に21億1,887万8,000円、それから事故繰越で4億3,579万2,000円を翌年度事業に繰り越しております。それから、不用額6,700万円ほど出てございますけれども、この中の主なものはこの東日本大震災に伴う災害廃棄物処理の中で、宮城県に委託して事業を行っている分でどうしてもこの事業費総額が大きいものですから、宮城県で予定した事業費を予算計上しておるわけでございますが、年度末に精算に伴ってこの繰り越し分以外で不用額が生じたということでございます。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、93ページ、94ページの20節扶助費、災害弔慰金でございます。1,750万円でございますが、内訳といたしましては500万円がお1人、それから250万円が5名ということになります。それから、21節の貸付金でございますが、9,510万円ということで、災害援護資金として貸付金35件行っております。不用額1,400万円ほど出ておりますが、災害援護資金というのは貸付金想定を50件と見込んでおりましたが、そこに届かなかつたということで1,400万円ほどの不用額が生じたということでございます。それから、23節償還金、利子及び割引料でございますが、過年度の災害弔慰金等負担金返還金ということで、これにつきましては、災害弔慰金の平成23年度分を24年度に精算をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 まずもって74ページです。21節貸付金の中で、看護・介護学生修学貸付金があります。これは、看護師と介護師だけの貸付金かどうか、60万円ほどになっているんです

が、その辺1点お願ひします。

それから、82ページの13節委託料、地域支え合い体制づくり事業委託料があります。今、前者もおっしゃっていましたけれども、不用額が結構出ているんですよね。この意味をちょっと教えていただきたいなと思います。

それから、ちょっと前後しますけれども済みません。78ページの13節かな、上のはうから数えて6障害者計画・障害福祉計画策定事業委託料という分があります。これは、第3、第4期障害者の作成のためのだと思うんですが、私も一般質問で質問した経緯がありますので、そのとき問題になりました難病に対する対策、これは今どのように進んでいるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 1点目の貸付金の関係でございます。74ページでございます。

看護・介護学生等の修学資金の貸付金でございますが、これにつきましては、お1人分で看護学生ということでございます。制度的には看護学生のみではなくて、介護あるいはそれ以外のコ・メディカルの分も全て含まれておりますが、申し込みは看護学生が1名だけだったということでございます。

それから、82ページの委託料の関係でございますが、地域支え合い体制づくり事業の委託料ということで、先ほど申しましたように内訳といたしましては、被災者生活支援センター、それから福祉仮設住宅の委託料、これは入谷と南方でございます。それから、復興支援センター、いわゆる災害ボランティアセンターということの委託料でございますが、当初昨年度と同様の形で予算化をさせていただきましたが、地域生活支援センター、いわゆる支援員の方々が今回大幅に減少しております。というのは、緊急雇用も含めて多くの方をそこで雇用しておったんですが、本来の職場に戻られてその分の人件費が大幅に減少したということになると思います。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 難病対策。

○保健福祉課長（最知明広君） 失礼いたしました。

障害者計画の策定に関することでございますが、難病等対策ということでその中でもうたつておるんですが、今回も例えばですが78ページの20節の扶助費の一番下で難病患者等の通院費の助成費等も計上しております。58万2,000円ということで、これは透析患者に対する通院費の助成という形でございますが、前に多分一般質問のときもお答えした記憶がございますが、今回難病等に関する規定と言いますか、難病患者の分が今回加わりました。それにつき

ましては、今のところその病名に係る方のいわゆる調査を行っている段階ということでございますので、計画の中ではその方々についても同様に支援をしていくという方向性はうたつてありますので、その辺の調査を含めてそういう支援事業を展開してまいりたいと考えております。

○委員長（及川 均君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 74ページの貸付金ところなんですが、看護師1名の分だけだというお話でしたね。先日、私、総括のときにどうなんだと、医学生に対する貸し付けというかそういう申し出がないのかという質問をしましたときに、病院事務長が25年になるんですかね、今度は。医師が1名と、それからレントゲン技師が1名だとそういうことで貸し付けするという状況になっているというお話でした。私もいろいろ看護師の年齢層が高くなっているという部分もありましたし、そういう点では医師、それから看護師職員、そういう人たちの積極的な貸付制度を進めるべきではないかと私は思っているので、今1名ということなので今後どういう取り組みをしながらこれを進めていくのか、その辺もう一度質問したいと思います。

それから、障害者計画の中で難病対策ということで、これは難病の通院費の助成は随分前からされていましたよね。ただ、今回金額が少し上がりましたよね。そのほかに難病患者というのは今調査中だということで、どこまで進んだのかなという質問でしたので、今調査していると、そういうことですのでぜひ1人でも2人でも救うような対策をやっていってほしいなと思っております。

そして、今回私ちょっと見ていましたら、国の方針として18年になるのかなというころなんですが、障害者を積極的に雇用しなくてはならないという法案が国会で今度成立しましたね。精神障害者に対してもそういう国の方針が出されましたので、ぜひこの計画の中にそういう点も含めて、障害者の雇用について積極的にやってほしいなとそう思います。

それから、82ページの支援員、それから人件費が大幅に減ったということで不用額が出たというお話でした。今、そうしますと支援員は何人ぐらいで本当に間に合っているのかなという気がして心配であります。というのは、私、先日自殺対策のことも質問しているんですが、仮設にもう2年過ぎると、仮設の中での生活は大変な状況になっていると思います。そういう点で、支援員の支えというのは今からも必要ではないかと思うので、何とかもう少しやす方向で何か考えているのかどうか、その辺を伺います。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目の貸付金の関係でございますが、これにつきまし

ては、町としていわゆる修学資金援助という形で2本立てで行っています。1つは町で看護、介護等の学生等含めて広い意味での人材育成という形でお貸しをしている分と、病院が窓口になって、いわゆる卒業した暁には病院に再就職をしていただくといった形のいわゆる修学援助の分と、その2本立てで行っています。当課で行っていますのはいわゆる人材育成ということで、実際は申しわけないんですが、町に帰ってきてほしいという希望はあります、広い意味での人材育成という形でございますので、その辺につきましては、いわゆる卒業した後に若干の償還等も生じるという形になると思います。その2本立てで町の看護、介護あるいは医療関係者を育成してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、被災者支援センターの関係でございますが、23年度いわゆる被災者生活支援センターが発足した当時は、マックスで120名ほどの職員がいらっしゃいました。実際には緊急雇用等の関係もございまして少しづつ減少しております、今は約80名弱と、七十数名という形になっております。実際には、支援のあり方といいますかそういう形態が大分変わっておりまして、今まではある意味毎戸をくまなく回っていたという形がございましたが、この1年でそういう形の蓄積ができましたので、毎戸をくまなく渡るのではなくて、逆に言うといわゆる要援護者の方ですとかそういう方々を集中的に回るということでございますので、今までの120名でなくても人数は少なくとも、効率的な運営はできるというふうに考えております。ただ、実際にはもう少し多分また減ってくるのだろうなということは予測されます。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 委員長の指名をいただいたということで、81ページ、82ページの9目被災者支援費の中で、15節工事請負費、応急仮設住宅に関連した工事があるわけですが、付表の49ページで24年度の入退去の状況があります。退去が105世帯に、入居が58世帯ということですが、この中で町内に住宅再建なり生活の再建をした割合というものはどのようなものか伺いたいと思います。

それと、利用率が97.1%ということで空室が64室あるような状況になっているようですが、現在入居を希望して待機しておる世帯はどれぐらいあるのか伺いたいと思います。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） いわゆる生活再建という形で退去された方々の内訳ということでございますが、実際は退去数そのものが……、ちょっとお待ちください。空き状況が今

段階で89世帯ほどございます。その方々については、ほとんどいわゆる再建に向けてそちらのほうに出ていかれたということでございますので、それと関連をしてちょっとお答えをしたいと思うんですが、いわゆる加算支援金について平成25年7月末現在のデータがございまして、762件ということになっております。この方々については、加算支援金を既に受け取っている方々と。内訳といたしましては、町内で200件、それから県内で283件、いわゆる町外という形になりますね。それ以外に県外で11件ということになります。今の方々につきましては、後段でお話しした方々については新築という形になりますので、例えばアパートに入られて加算支援金をいただいた方等は含まれておりません。以上でございます。

待機につきましては、実際のところ前にも同様の質問がございましたが、その時点で約同数ぐらい、約100人ぐらいいらっしゃいました。ただ、実際には審査会がございまして、その中でいわゆるこの理由ではちょっと入れるのは無理だろうという方の優先順位をうちのほうで設定しております。約100名ほどあったんですが、その優先順位の下位のほうから削除いたしますと、半分以上が削除になってしまふというそういう方々でございます。ですから、実数は50未満ということになると思われます。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 星委員。

○星 喜美男委員 大分町外、県外に移られた方が驚くほど多いんですが、25年度になって半年が経過しておる中では、大分町内でも住宅等の再建が進んでおるようでありまして、多少は方向が違うのかなという感じがいたしております。その辺の見通しは大体どうなっているか伺いたいと思います。わかればです。

それと、この入居希望者の待機ですが、確かにいろいろなパターンがあると思います。いろいろな条件の違う形の中で多分あると思うんです。全てがそのような感じがするのかなという感じがしますが、いずれこの空室を不公平になるということであっておいても誰も得をする者はいないものですから、やはり一定程度の例えば町外から町に戻りたいというものに対しては、多少のハードルを下げて入れてやるのがいいのかなという感じが私はいたしておりまして、ぜひこの空室というものを塞ぐような方向でこれは進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、加算支援金の関係でございますが、今のところ正直に申しますと極端にはふえておりません。いわゆる独自再建をされた方々ががけ近等を利用してそれがぽろぽろぽろぽろということで、微増の状態のまま推移をしているという状況である

と思います。これがいわゆる災害公営住宅あるいは防災集団移転が進みますと一気に加速をするんだろうなというふうには予測をしておりますが、実際にはやはりその事業が開始にならないとなかなか難しいのかなと。それまでについては少しづつ増加の傾向をたどるだろうという予測をしております。

それから、2点目の仮設住宅の入居の関係でございますが、現実的には町外からおいでになる方については、いわゆる戻っておいでになる方については優先的に入れようということです。そういう形をしておりますが、みなを借りたまま例えば一部の方だけが帰っていらっしゃるとか、いわゆるルール上難しい例が非常に多いんですね。そういう方々に關しましては、それを入れたら逆に言うとほかの方々も私もというそういう状況になりかねませんので、申しわけないんですが、それについてはなかなか対応しかねるという状況にござります。ただ、空き室がふえてくるということは事実でございますが、基本的には今そういうタイミングではないと思いますが、仮設からいわゆるついの住みかに入る、それまでのいわゆる仮の住みかだということに考えておりますので、いつかは集約をしなければならない時期が来るんだろうなと。考えていきますと、いわゆるあいてくるのが自然な姿だと考えております。ですから、あいたからそこに無理やり入れようというスタンスではなくて、逆に言うとあいてきたら集約をしようと、そういうスタンスでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（及川 均君） 星委員。

○星 喜美男委員 微増ということですが、課長おっしゃるとおり防集なり公営住宅なりが整備されますと、またふえてくるのかなという感じはいたしております。ただ、空き室ですが、多分私は優先順位とは2つあると思うんですよ。まずは町内に戻す、それからあとはその次に集約しなくてはならないのは、学校の校庭等に建設されてあるやはり仮設は撤去して、子供たちができるだけ早くグラウンド等使用できるような環境にしてやるということが2番目であろうと思うんです。

ただ、その前に今言われたように大抵があとはみなしに入っておられる方が、その中の何人かが町内に仕事の関係とかでもって戻りたいとか、もろもろの事情で戻りたいというパターンがこれからは多いのかなという感じがいたします。ですから、その辺の規制をどうやって解いて緩和をして受け入れるかというのは、これから一つの課題なのかなという感じがいたしております、その辺は十分な検討が必要であると思います。また、そういった学校の校庭等の開放というものもいつごろになるか、その辺の見通しもちょっと聞きたいと思うんで

すが、それも次の段階としてやらなくてはならないのかなという感じがいたしておりますが、その辺いかがですか。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 仮設住宅の入退去につきましては、いわゆる審査委員会がございますので、今委員さんがおっしゃられたようなことをその震災委員会の中に報告をして、議題として空き室の利用についてということで検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）

では、ここで昼食のために休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前1時59分 休憩

午後 1時10分 開議

○委員長（及川 均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3款民生費の質疑を続行いたします。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 82ページの前者と重複する質問になるかと思いますが、15節応急仮設住宅談話室等移築工事、これは付表等と照らし合わせてかく記してあるところで納得のいくところでありますが、その下にあります応急仮設住宅交流広場整備工事は、南方のゲートボールということでありました。この上の今話しました談話室の移築工事等も南方になるのでしょうか。

それと、94ページの救助費20節扶助費の埋火葬費についての付表での説明もありますが、この点改めてご説明をいただきたいと思います

○委員長（及川 均君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、談話室につきましては建設課からお答えをしたいと思います。

付表の50ページをお聞き願いたいと思います。

③といたしまして、ちょうど中ほどでございますけれども、応急仮設住宅関連施設整備という欄がございます。その次の行に、集会所のない9団地、括弧いたしまして歌津の田茂川、平成の森のテニスコートのほうでございます。それから、泊浜の1期、それから沼田、ちょうどこの場所でございますけれども1期、それから袖浜、桜沢、保呂毛、神割崎、それから横山幼稚園跡地の計9カ所に整備をしているところでございます。それから、交流広場につ

きましては、委員おっしゃるとおり南方のイオンの跡地に約2,400平方メートルほどの敷地を整備しているところでございます。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 94ページの扶助費の埋火葬費の関係でございますが、これにつきましては、24年度になりましていわゆるご遺体が上がった方々の火葬分を3件ございましたので、火葬費をこちらから支出しております。

○委員長（及川 均君） 山内委員。

○山内孝樹委員 建設課長からご説明をいただきましたが、それではまた保健福祉課長にお伺いをしたいと思います。

前者も伺っておったところですが、各仮設等のあき状態、退去の状況等、先ほどご説明をいただきましたけれども、また前後しますが応急仮設の施設としまして、残る集会所のない9団地ということで今これは建設課長からご説明をいただきましたが、南方、登米市そして南三陸町当町内にある各仮設の施設は、全て集会所等は整ったという解釈でよろしいのでしょうか。集会所等の施設、各仮設の。

それから、この退去の状況を説明していただいたんですけども、仮設の住宅のお住まいというと入居期間というのは、当然のことながら2ヵ年であったのがこのような状況ということで、特例加えて3ヵ年の入居ということになっておりますね。それで、震災後2年半を迎えることになるんですが、この3年目をめどにしまして仮設に住んでいらっしゃる大変な思いをしていらっしゃる方々の推移といいますか、3ヵ年で果たして、私が言わなくてもそうなるかと思うんですけども、全て退去できるものであるかどうか、その辺を話せる範囲でお伺いしたいと思います。

○委員長（及川 均君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、談話室、集会所等の整備状況についてお答えをしたいと思います。

基本的には全て完備をしたとなっております。ただ、例えば横山の1期とか2期、同じ隣接した敷地内に2つの団地がございます。そういう場合は1ヵ所のみの整備ということで、そういう意味では厳密には100ではないんですが、利用上支障ないような程度には整備が終わつたということでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 仮設住宅の今後の見込みということだと思います。基本的には

1年ずつ延びておりまして、入居から4年ということで今のところ通知が来ております。ですから、4年までまた1年間延長になったということでございます。今後の見込みということでございますけれども、基本的にはほかの事業との関連もございますので、災害公営住宅、それから防災集団移転等が順調に進めば、それに合わせたような形でついの住みかのほうに移行になるのかなと感じております。先ほども申し上げましたが、そういう形で多分皆さん、退去なされてあきが出た場合にはそのタイミングを見計らって、町としてやはり集約という形のいわゆる展開をしなければならないときがそのうち来るんだろうなと。ただ、今はそういう状況ではないと理解しております。

○委員長（及川 均君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 2点、了解しました。

1点、先ほどの埋火葬です。埋火葬ということで勝手な解釈なんですけれども、埋葬、火葬という大変なときでありましたので、例えば余談になりますけれども、仮埋葬をして、そして火葬という形のものを指しておったのかなという私の解釈でした。全くの火葬ということで解釈してよろしいですか。はい、了解しました。

○委員長（及川 均君） ほかにありませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 2番です。3点ほどお伺いします。

1つ目は、72ページの1目1節報酬であります。先ほど社会福祉委員報酬、民生委員等々であると、41人の4名ですか、ご説明受けました。その中で、下段の民生委員の推薦委員会報酬、これはどういう方々が何名参加して行われているのかです。その辺。

それから、こういう何といいますか社会状況の中で、民生委員とはという疑問を抱いている方々がおるようでございます。民生委員の活動内容は付表にもあるようでございますが、高齢者、障害者に関することということでございますが、実際どういうことをやっているのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、81ページの15節応急仮設、先ほど前者が質問したんですけれども、交流広場を整備されたと。ゲートボールですね。利用される方々、大変喜んでおったようでございますが、整備したはいい、ただ地元の方々に迷惑をかけている部分があると。それは何かといいますと、風が吹いた場合に砂ぼこりが飛んで大変気の毒だという声も聞きました。その辺あたりの対応はどうなっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 民生委員の推薦会の関係でございますが、いわゆる民生委員さ

ん、今年度ちょうどこの12月に改選があるわけでございますが、その方々をいわゆる推薦をして国に上申をするというそういう委員さんでございます。例えば社会福祉協議会の会長さんでございますとか、そういう一般の方々への報酬ということでございます。

今回、民生委員法といいういわゆる国の法律の中で定められている方々でございまして、基本的にはその中で町として社会福祉委員という形の委嘱をさせていただいて報酬をお支払いをしていると。民生委員さんの活動につきましては、ご存じのとおり今回特にこの被災によりまして大分困窮されたり、あるいは非常に困った方がいっぱいいらっしゃいました。民生委員さん、全部で約50名近くいらっしゃるんですが、この被災の際にも大変ご活躍をされて、そういった方々の支援、それからそういう傾聴活動に当たったということで非常に感謝をしていると。ですから、今うちのほうの民生委員の協議会には全国各地から視察においてなっている方もいらっしゃいますし、うちのほうは被災直後、民生委員のジャンパーを着てそういう活動をされたと、被災しているのにもかかわらずそういった活動をされたということで、私どもも非常に感謝をしているという状況でございますし、今定期的に先ほど申しました支援員と打ち合わせをしながらそういう生活困窮者の方あるいは障害者の方、そういった方々のフォローに働いていただいていると、そういう状況でございます。

○委員長（及川 均君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 交流広場の砂ぼこりについて私からお答えをしたいと思います。

今月初め、委員おっしゃるようなご相談をいただきしております、当時造成するのに大分遠隔地で適当な土取り場がないということで、実は山砂を使って盛り土をしておりました。それで大変粒子が細かいものですから、どうしても風が吹くとそういう砂ぼこりが発生をするという内容でございました。

それで、対策とすればもう少し粒子の粗い洗い砂といいますか、普通川から取る砂を上にならしていただければ、その飛散する量が少なるというお話をいただきましたので、先週大型のダンプで2台ほど砂を敷きならしたところでございます。

○委員長（及川 均君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 今その説明を受けたんですが、その推薦会ですか、これが例え何名ぐらいいるのか。その辺ちょっと今1つなかつたかなと思ったんですが。それで、民生委員の方々、町民のためにいろいろ活動を盛んにし頑張っているということであります、町民の方々のいろいろな話を聞きますと、若干ちょっと失礼なことかもしれないけれども、必ずしもそうでもないような事情もあるようでございます。その辺あたり、これからますます町民の方々

がいろいろお世話になりたいという気持ちもあるようでございますので、いろいろ勉強会とかそういうことをしながら今後に備えていただきたいなと思います。

それから、砂ぼこりの件ですが、これは早急にやって、せっかくお世話になっているので楽しみが半減あるいは楽しみが中止になるようでは、予算を費やしてから整備した何というか結果といいますか、そういうものが出来ないわけでございますので、その利用される方々、大分気にされているようでございますので、早目に払拭されていただきたいなと思います。以上です。

○委員長（及川 均君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変言葉足らずがございました。広場の砂の対応は、先週、工事は実施をしておりますのでご了解をお願いいたします。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 人数でございますが、ちょっと手元に資料がないのではっきりした形ではないんですが、たしか5名だったと思います。民生委員さんの方々に関しましては、いわゆる少ない報酬の中で究極のボランティアという形でやっていただいているということがございます。地区によりましては、1カ月に1回ずつそういう形の研修をしたり意見交換をしたりということで、非常にお忙しい中、そういう形で研修会等に出席をしていただいているということがございますので、今後ともことし一斉改選がございますので、継続をしてそういう形の能力も含めてぜひ頑張っていただきたいということでまたお願いをしたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○委員長（及川 均君） 次に、菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 76ページの負担金のところで介護基盤整備です。

これは入谷のデイサービスということは先ほど説明をいただいておりました。当初は3カ所を計画して、今2カ所目でまた沼田近辺ということで、この間も補正が多分その分だったかと記憶しております。建設して、今とりあえず入谷の利用者数はどれぐらいか。それで、今後この介護計画の中での位置づけとしてどうなっていくのか。さらには、今度旭浦会のほうでまた新しく本格的な施設を建設計画ですけれども、それらを含めて計画の中で需要と供給のバランスはどう見ているのか、それをお伺いします。

あとは先ほど来いろいろ不用額で出ていますけれども、保育所費で86ページですか、臨時保育士、調理師の賃金、これは予定額の4分の1が不用額、さらには保育園費もこれは支出済み額と不用額が余り差がないんですけれども、これはいかなる事情があつてこうなったか、

その辺をお聞きします。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 入谷のデイサービスのいわゆる利用状況でございますが、今のところほぼ順調に推移をしていると捉えております。ただ、実際のところ、また後で介護のほうで説明をする予定であったのですが、基本的にはデイそのものが不足をしております。今年度、今戸倉のほうに建築をしておりますが、デイサービスあるいは居宅の分のいわゆる介護認定度の低い方のサービスが不足をしているという現状にございます。ですから、デイサービスに行きたくても行けない、あるいは回数が減っていると、そういった方がいらっしゃいますので、今後先般小規模多機能の関係で沼田のほうにそちらのデイサービスあるいはショートステイの施設ができるということを話しましたが、そちらの整備をなるべく急いでお願いをしたいということで、そちらには今依頼をしているという状況にございます。

それから、入谷地区に再建を予定しております旭浦会の関係につきましては、予定ですと27年に再開をするということで今聞いております。今般、来週になりますか、その工事の入札をするということでうちのほうに立ち会いを求められておりますので、そちらに立ち会いをする予定になっておりますけれども、本町の場合、施設系が通常の状態からいたしますと少しオーバー気味になっております。ということは、逆に言うと介護保険事業の分を圧迫しかねない状況にあるのかなということでございます。ただ、先ほど申しましたように居宅系あるいはそれからショート、デイサービス、その分が不足をしておりますので、その分をやはり補うような形で早目に戸倉のデイ、それから小規模多機能、そちらを再開してほしいということでお願いをしているという状況にございます。

介護保険全体としては、非常に苦しい運営が今から予想されますけれども、なるべくいわゆる介護予防に力を入れて介護度が重度にならないような施策を今後展開していくかなければならぬなど考えております。

それから、保育所の入件費の関係費でございますが、これにつきましては、現状を申しますといわゆる有資格者が集まらないという状況が続いております。被災後、臨時保育士の募集をしたのでございますが、有資格者が町外に転出をする、あるいはそちらで職を求めるという状況が続いておりまして、募集をかけても臨時の保育士が集まらないという状況がございます。ですから、今のところいわゆる無資格者も含めて何とか対応しているという状況にございます。ある意味、今後保育士不足につきましては、県内あるいは全国的にやはり不足をしているという状況が続いておりまして、いわゆる県あるいは国でも保育士の有資格者につ

いて名簿に登載をしていただいてそういった形で募集をすると、県、国絡みでそういった展開をするというふうに聞いておりますので、実際に資格を持っていても就労しない方がいらっしゃるというのが現状のようでございます。有資格者の方については、できればそういった形で募集に応じてほしいということで今後も啓蒙してまいりたいと考えております。

○委員長（及川 均君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 介護計画のほうは了解しました。今、課長答弁だと軽度の方とか通所とかそういうのが若干不足気味、ただ長い目で見ていくとどうなのかな。だからといって今新規参入ということになると、先ほど言いました介護保健のほうで圧迫するということでいたし方ないかと思うんですけれども、ちょっと私も今経験なんかで言えないんですけども、大変な状況だなと思っています。旭浦会のほうは来週に入札をするということで、それまでは何とかというかその面で間に合っているんだけれども、何回も言うようですが、軽度の方、通所サービス、居宅介護、その辺が不足ということですか。じゃ、とりあえずその分はどんな手立てを考えているのか、その辺をお伺いします。まさかそのままでこのままずつといくというわけではないでしょうから、いろいろな手立てを考えて利用者とかそういう方々のいろいろな面で対応していかなくてはいけないと思うんですが。

それと、保育所、保育園、有資格者がいない、応募者がないということで、無資格者でもやっているとかとそんな面で資格がなくてもできる面は多分あると思うんですけども、あれだけの人物費が不用額が出るということは、極端に言うと、じゃ、少ない人数で対応していくと捉えることもできるんですね。資格があるから、資格がないからでまさか給料に倍も3倍も差があるとは思えないので、全体的に言うとやっぱり少ない人数の中で対応しているということだと私は今思っていますが、その中でいろいろなことでやっぱり最小限の人数がこれだけ必要だとかさまざまなものがあると思うんですけども、それらはクリアしているわけですか。それに伴ういろいろな懸念されることもさまざま考えられますけれども、それは今のところ何もなくて、ある意味少ない人数の中でも無事に推移してきているということでおろしいですか。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） デイにつきましては、今のところ対処方法といたしまして、被災前に志津川のデイサービスセンターがございました。それが被災をして、復旧した分は入谷だけという形でその分が絶対数として不足をしていると。その手当てとして1つは戸倉にデイサービスをつくると、それから志津川には小規模多機能が新たに進出をするということ

で、それでも若干足りない部分はございますけれども、基本的には今着工している2事業者につきましては、早目に復旧をしていただいて何とか事業展開をしていただくと、それが1つかなど。それ以外の例えば今既存の事業者につきまして、デイあるいはショートでの対応ができる分につきましては、そちらはやはり既存の事業者に相談をしてみるとことだと思います。

それから、2点目の保育士の関係でございますが、先ほどもおっしゃいましたが実際募集をしても集まらないと。本来であれば有資格者でやらなければならないところをやむなく無資格者をそこに充てているという状況でございます。ですから、これはいわゆる通常の姿ではないと考えておりますので、なるべく有資格者の方々を集めるやはり工夫をしなければならないだろう思っております。今のところ大きな事故もなく何とか推移しておりますが、何かあった場合にやはり大変なことになるということでございますから、その辺の危機管理もしっかりしてまいりたいと考えております。

○委員長（及川 均君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 わかりました。既存の事業者にいろいろな面でショートステイというかデイサービスとか受け入れを相談していくということでわかりました。今の段階では、それらが妥当かなど私的に思います。また、利用したい人がなかなか不便で、例えば週に今1回しか行っていないんだけれども、2回行きたいとか、これから寒くなるから2回の人が3回行きたいとかという声も多々あるもので、できるだけ役場としてもそういう皆さんのが耳を傾けて、一日も早くそれを解決するように努力をお願いしたいと思います。

それで、あとは有資格者、無資格者、今のところは事故もなく推移してきているというあれですけれども、やっぱり人数が少なくて元気な子供たちを預かっているんですから、やはり運営に当たっている方々は本当に毎日大変だと思うんです。事故はなくて当たり前なんですから、事故があつては大変なので、その辺もいろいろな意味で現場の方々の意を酌んでやつていただきたいと思いますし、あとはちょっと早いんですけども、来年度の予算編成の折にはこういうことのないように、できるだけちゃんとした形で残すようにやっていただきたいと思います。終わります。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、3款民生費の質疑を終わります。

次に、4款衛生費、93ページから104ページの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、4款衛生費について説明をさせていただきます。

1目の保健衛生費、保健衛生総務費でございます。まず、中段の報酬でございますが、これにつきましては保健推進員の報酬として319万7,000円でございますが、80名の保健推進員分と、23年度より6名増をしております。

では、次の95ページ、96ページをお開きください。

19節の負担金、補助及び交付金の欄の中段でございますが、看護学校運営費の補助金ということで気仙沼高等看護学校に運営費の補助をしております。今のところ在学者は准看が3名、高看が3名ということでございます。

次に予防費でございます。13節委託料、住民健診等の委託料でございます。2段目、住民健診外委託料として2,273万9,000円、それから予防接種の委託料でございます。2,862万9,000円ということで、昨年度より約500万円近く増額はしておりますが、まだ受診率は微増のような状況にございます。それから、19節負担金、補助及び交付金でございますが、病院群の輪番制の運営費の負担金として560万円ほど、それから日赤の救急センターの運営費として174万9,000円を支出しております。

次に、3目の衛生費でございます。これにつきましては記載のとおりでございます。

○委員長（及川 均君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、97ページ、98ページ、ごらんいただきたいと思います。

4目環境衛生費でございます。

1節報酬、衛生組合長報酬でございますが、80組合分でございます。

それから、13節の委託料でございますが、水質検査等委託料で95万7,600円、これは町内の河川、海域等の水質検査を実施したもので、検査結果につきましては、付表の59ページ、60ページに記載してございます。それから、同じく委託料で南さんりく斎苑の指定管理委託料891万5,208円支出してございます。

それから、15節工事請負費でございますが、みやぎ環境交付金事業といたしまして公共施設、学校施設の照明のLED化工事を実施してございます。756万円ということで、具体的には入谷公民館と町内の中学校の蛍光灯を交換しております。それから、南さんりく斎苑の火葬設備修繕でございますが、震災後火葬件数が増大したことによりまして、予定よりも早く火葬炉が傷んだということで火葬炉2基の修繕料でございます。

それから、19節負担金、補助及び交付金でございますが、これの中段に廃材等処理助成金50

万円ございますが、これは火災によりまして被災した住宅の廃材等を処理するに当たっての助成を1件行っております。補助率は、かかった費用の2分の1で上限は50万円となっております。それから、地球温暖化対策としまして住宅用太陽光発電システム補助を行っております。これは平成24年度は対象件数が5件でございまして、1件当たり12万円で60万円というところでございます。この不用額731万2,000円ございますけれども、この主なものは太陽光発電の補助金ですけれども、当初予算額は50件分で600万円計上してございましたけれども、最終的に5件だけの交付にとどまったということで540万円が不用予算として残ったものでございます。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 99ページ、100ページの母子衛生費でございます。

これにつきましては、中段、委託料で妊婦健診の委託料として744万8,000円支出しておりますが、昨年度と比較して母子手帳の交付件数がプラス15件ということで、昨年は60件だったのがことし75件になっていると、若干でございますがふえている状況にございます。

それから、6目の保健衛生施設費ですが、これは仮設の保健センターの維持管理費でございます。工事請負費15節でございますが、保健センターの改修工事ということでフェンス、それからトイレの手すり等を設置しております。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 続きまして、2項清掃費でございます。

1目清掃総務費13節委託料でございます。廃棄物処理施設等検査業務委託料120万3,825円につきましては、旧主田沢の処分場と草木沢処理場の環境調査を実施しております。調査結果はいずれも環境基準を満たしておりまして、結果につきましては付表の63ページに記載してございます。

101ページ、102ページのほうごらんいただきたいと思います。

2目塵芥処理費でございます。これはごみ処理及びクリーンセンター管理運営に係る経費でございまして、13節の委託料でございますが、この中で不用額が995万円ほど出ておりますけれども、これは気仙沼市に委託しておりますごみの焼却委託料、それから同じく焼却灰等の埋め立て委託料、この経費につきましては定額でございませんで単価契約ということもありますて、年度末で精算をするということになりますので、予算不足というのは避けなくてはなりませんので、若干多目に予算をとっておいたための不用額の発生ということになります。

それから、15節工事請負費でございます。クリーンセンターの外壁修繕工事、これは震災によりまして破損した箇所がございまして、そこの修繕を行ったものでございます。

それから、3目し尿処理費でございます。これは、し尿処理及び衛生センターの管理運営経費を計上しております。

103、104ページのほうごらんください。

13節の委託料でございます。こちらは、主にし尿の収集委託料等、例年どおりの委託を行っております。15節工事請負費でございますが、これは衛生センターの機械、器具類の整備更新工事、これをプロワー整備ほか5つの工事を行っております。

それから、4目の環境美化事業費でございます。こちらの事業では花の植栽管理事業それから不法投棄の防止看板の設置等を行っております。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 3項の病院費でございますけれども、まず19節の病院会計の負担金、これは病院改革プランを基本としておりますけれども、一応23年度に終了しておりますが、引き続きの継続措置ということで病院の3条予算に対する負担金として支出したもので、24節は病院4条予算に対する出資金でございます。主に、企業債の元金償還分に対する繰り出しとなってございます。

最後、4項の上水道費これは水道会計に対する繰り出し基準に基づく一般会計からの補助金でございます。以上です。

○委員長（及川 均君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ございませんか。鈴木春光委員。鈴木委員さん、マイク利用願います。

○鈴木春光委員 102ページ、13節委託料のごみ処理の関係でちょっとお尋ねしたいと思います。

ごみ運搬委託料、ごみ消却委託料、粗大ごみ焼却等委託料、ここで5,700万円ぐらいこれだけでも使ってある。非常に大きな金額だろうと思います。これは前にも説明やって理解はしているわけですけれども、この委託されている先、それから今後この運営方式でいくのかどうか、その辺ちょっと聞いておきたいと思います。

○委員長（及川 均君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） ごみの運搬、それから焼却業務の委託料ということでござりますけれども、ご承知のとおりごみの焼却につきましては気仙沼市さんに委託をしてございまして、気仙沼市のクリーンヒルセンターまでの運搬費用とそれから焼却費用ということにな

ります。

それから、この粗大ごみ焼却業務等ですか、これにつきましては、歌津の草木沢処理施設の運営の焼却の委託料ということになりますて、気仙沼市さんとの委託契約につきましてこれまで更新をしながら進めておりまして、ごみ処理の広域化計画というものもあったわけでございますけれども、宮城県が主導した中で進めてまいりました。その結果、この気仙沼、登米地域につきましては、従来どおりの焼却施設をそれぞれの自治体で継続していくと、そういう方向性が固まったということで、今後につきましても当町の可燃ごみにつきましては、当面は気仙沼市さんとの委託が継続していくことになろうかと思います。ただ、いずれにしましても今取り組まなくてはならないことは、ごみの減量化、資源化に向けたもうろの施策をこれから検討した上で、とにかく委託する量を少しでも減らしていく方向でいろいろ考えてまいりたいと思っております。

○委員長（及川 均君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 当面の間、この方法で考えている、経営をするというお話なんですけれども、実はこうしたことが、将来を見通して各自治体で処理をしていくという経営が当然来るんじゃないかなという思いがいたします。そうした場合には、そこで施設新設をするというよりも、現在ごみ処理をしている水戸辺、在郷等々の前にもお尋ねしたことがあったんですけれども、あの施設を活用できないかなという思いがするんですよ。それはいろいろな面で生かされていくんじゃないかなと。何十億とかけて、また解体撤去する、地元の同意も当然必要かと思いますけれども、またこの先もし各自治体で処理をするようになるとしたら、あるいはやっていこうという気持ちがあれば、こうした施設を買い入れる、あるいはどこかの業者等々に依頼をするとかという形のほうが、今後の経費の軽減になるんじゃないかなという思いがするわけでございます。必ずごみが出てくる。その中で、資源化も現在やっている。いろいろバイオマス等々で質問があったとおりなんですけれども、そういう方向性にいくとすれば、化石燃料が枯渇するという情報の中でやはりこの自然エネルギーを生かしていくということになれば、現在あそこで試作している発電装置等々もございますからそういうものを生かしていく、そういうことからすれば経費の削減に将来つながるんじゃないかなとそういう思いがいたしますけれども、そういう考え方はないかどうか。

それから、焼却灰の処理等々も結局これだけの金をかけているんですから、そういうものもやっぱり他に頼まないというか、他に依存しないで自分たちの町で処理をしていく、そういう考え方がないか。あるいは在郷等の今瓦れき処理施設の活用を考えられないかということ

なんですけれども、その辺どうですか。

○委員長（及川 均君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、お答えしますけれども、まず焼却施設等の例えは自前で新たに施設を設置する、あるいはそういった考えにつきましては、なかなか一朝一夕にはいきませんので、その辺については中長期的な視点で検討を進めなければ、私からはそれ以上のことはちょっと申し上げかねますけれども、戸倉の施設につきましては、あれは委員も篤とご承知だと思いますけれども、あくまでも震災廃棄物処理のための仮設の施設でございまして、今回予定どおり来年度には土地を地権者さんにお返しをするという計画で進んでおります。

自然エネルギーといいますか、町の震災復興計画の中にもございますけれども、エコタウン構想であるとか、あるいは資源循環型のまちづくり、そういった中で前にもお話が出たとおりペレット等も含めた中で廃棄物、いわゆるごみも資源化できるものについては極力町内で資源化して循環をさせていく、そういった今いろいろな提案等ございまして、いろいろ具体的に検討を進めているところではございます。ただ、なかなかこれは町単独ではできませんので、もちろん住民の方々のご協力、それからそういった循環処理施設等の事業者等の参入とかいろいろこれからハードルも高くなってくるかと思いますけれども、いずれ焼却をしたり、あるいは最終処分場に埋め立てをする、廃棄物の量を減らすということは、当然経費の削減にもつながることでございますし、その辺につきましては、今後積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、焼却灰の処理につきましても、これは従来ですと最終処分場に全て埋め立てをしておりましたけれども、この焼却灰についても資源化の方法があるということでいろいろ調査は進めています。ただ、いずれにしましても、今いろいろここで問題になっている放射能の問題もございますので、なかなか当町で考えて、それが簡単に進んでいく状況にはございませんけれども、ただ将来的にはそちらの方向で担当課では検討を進めている、そういう状況でございます。

○委員長（及川 均君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 課長としての考え方、あるいは担当課としての答弁は十分わかりました。

それで、この水戸部、在郷の施設はあくまでも瓦れき処理施設として2年間なら2年間の契約でやったということは、前に町長から答弁をいただいて、その地権者との契約が2年、瓦れき処理が終わった後にはもとの土地にして返すんだというのが契約内容だから、そういう

方向で進めるということでございましたけれども、これから先どうしたらいいかということを考えた場合に、そういう施設が恐らく各自治体で必要になってくるんじゃないかな。広域でやると言っても、今はそういう時代にはなってこないような気がするんですよ。やはり自分の自治体では自分のこうした焼却物については、やはり自分の地域で処理するというのが、これから各自治体のあり方になってくるというお話を聞いておりますから、そういう意味合いからすれば、前に戸倉地域に大型の焼却を東京からはご提案もあったんだけれども、そういうことからすれば今回はどうなのかなという思いなんですねけれども、この公表などは今までやったことがない。契約書に基づいてただ期間を待って処理を待ったということだろうと思いますけれども、町長、そういうことは町、自治体としてできないものでしょうか。交渉次第では、田畠に返してもこの先、米をつくっても豆をつくっても大変な時代にならうかと思います。そういうことからすると、こういう施設は解体撤去する経費分を全部いただいて、あるいは清水建設にお願いしてやってもらうとか、そういうことだって考えられなことはないと思うんだけれども、まだ契約書に基づいたことだけずっと期間を経過したという話を聞いておりますから、そういうことの考え方、どうでしょう。町長はどう考えているか。

○委員長（及川 均君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 町の問題というよりもこれは前にもお話ししましたように、地権者の皆さんとこの辺についての契約内容というのは、前からお話ししていますように説明したとおりです。基本的には、その後の問題についても地権者の皆さん、との状態にしてお返しをいただきたいということでお話をしてございますので、ここに町として介入するということは非常に難しいと思います。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、4款衛生費の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。2時15分から再開いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時15分 開議

○委員長（及川 均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第5款農林水産業費、105ページから118ページの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） それでは、1項の農業費からご説明をさせていただきます。

1項農業費は、支出済み額が8億6,500万円余の支出額となっております。その内訳でございますが、1目農業委員会費から申し上げます。支出済み額が2,300万円余の金額でござります。これは、農業委員会事務執行に係ります人件費及び事務費でございまして、全体的に前年ベースの決算となっております。農地法の申請件数は合計で235件でございまして、農地転用の面積は田畠合わせて21ヘクタールほどの、そして申請件数は震災前の約5倍程度にもなっておりまして、非常に農業委員会の業務そのものが多忙な展開となってございます。ちなみに、住宅用の農地転用申請は81件ございまして、1件当たりの平均転用面積で見ますと約9畝、300坪平均ぐらいになっているという状況でございました。

それから、2目の農業総務費でございます。これは農業行政に係ります人件費と事務費でございまして、2,400万円余の執行済み額でございます。

続きまして、107ページ、108ページでございます。

3目農業振興費は、総額7億8,400万円ほどの支出済み額となってございます。主な事業を申し上げます。19節負担金、補助金及び交付金のところでございますが、中段で1,638万5,000円の東日本大震災生産対策交付金でございますが、これは菊及び葉物野菜の生産組織4団体への農業機械や資材の導入を推進したものでございます。その下の被災農家経営再開支援事業交付金でございますが、1億5,100万円ほどの金額でございます。被災農家によりまして、被災した農地の瓦れきなどの撤去により農地の改善を図ったものでございます。最下段の東日本大震災農業生産対策交付金の繰り越し分でございますが、これは平成23年度に計画いたしまして事業規模も大きかったものですから、田尻畠の菊ハウス並びに西戸の野菜ハウス、それからイチゴハウスの一部などを平成24年度に繰り越し実施したものでございます。不用額が1,300万円ほどになっておりますが、その大半がその生産対策交付金の繰越事業の執行差額、入札差金でございます。

続きまして、4目畜産業費でございます。予算額は、508万3,000円を計上させていただいたところでございますが、執行済み額は5万4,000円ほどになっております。このほとんどは次のページの13、14節にあります委託料と使用料の金額を合わせたものでございますが、これは汚染牧草の除去対策の費用として計上したもので、一刻も早い対応をするために平成24年度予算として計上したんですけれども、実際農家の農作業の都合に合わせて撤去作業を進める必要があったため、平成25年度に繰越明許費とさせていただいたものでございます。

続きまして、5目の農業農村整備費でございます。支出済み額が3,260万円ほどでございま

す。こちらは主なものでございますが、13節の中段の中山間地域等直接支払交付金事業測量事業業務委託料210万円、これは津波によりまして必要な資料が流されまして測量をし直さなくてはならず実施した事業でございます。それから、最下段の農業基盤復旧復興整備計画策定委託料でございます。こちらが圃場整備に係る計画策定の業務だったんですけれども、制度的な変更がありまして、その計画内容の策定業務を軽減し事業の促進を図ったことによりまして、町から土地連への委託業務の軽減があったために残金が生じました。それが、760万円の不用額ということで計上させていただきました。この目の970万円ほどの不用額のうち、これが最も大きな不用残金をもたらしているものでございます。それから、この目の主なものとしては、19節の負担金、補助及び交付金では次の112ページにありますが、中山間地域等直接支払交付金で1,200万円ほどの事業を執行しております。こちらは11団体、2個人に条件不利地緩和ということで交付金の給付をさせていただいたところでございます。

続きまして、2項の林業費を説明に入らせていただきたいと思います。

林業費は、まず林業総務費でございますが、支出済み額が546万円ほどですが、こちらは林業業務実施に係る人件費でございます。

それから、2目の林業振興費でございますが、今年度平成24年度新たに実施いたしました森林資源の有効活用として二酸化炭素のクレジット制度でありますフォレストックの認定を受けるための費用が計上されております。これが事務手数料で12万8,000円ほど、それから管理登録手数料とそれぞれ執行させていただいたところでございます。

それから、13節委託料のところでございます。主なものといたしましては、中段にあります素材生産の代行委託料でございますが、1,065万8,000円、これは入谷入大船沢、白山、上沢、林際などの7ヘクタールに及ぶ山林の収入間伐事業を実施したものでございます。それから、下から2段目でございますが、こちらも素材生産代行委託料といたしまして繰り越し分でございます。これは、蛇王の山林の間伐事業ということで繰り越しされたものでございまして1,190万円ほどの結果となっております。

次のページでございます。

114ページ、下段、同じく19節負担金、補助及び交付金のところでございますが、下から2段目、山の幸振興総合対策事業補助金、こちらは菌床シイタケの農家の復興支援を行った予算でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（及川 均君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、3目林道費についてご説明申し上げます。

林道の維持管理費を計上してございます。13節委託料でございます。林道の除草業務でございます。100万円ほどの残がございます。これにつきましては、緊急雇用で対応した分もございますので、事業が1路線に2つ入ったという関係で残が発生をしております。それから、15節の工事請負費並びに原材料費でございますけれども、昨年の5月2日から3日にかけて、豪雨災害が発生しております。通常維持管理でやるべきものもありましたけれども、災害復旧事業優先ということでそちらで対応した関係上、この部分が未執行ということになっております。

○委員長（及川 均君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 水産業費でございます。

113ページの1目水産業総務費でございますが、この19節、114ページの下段でございますが、水産業災害対策資金利子補給金44万3,350円ございます。これは、去る平成18年10月に発生いたしました低気圧災害の際の主に養殖施設等の復旧の際に借り入れした分に係る利子補給金でございます。実はこれは昨年度といいますか23年度まではこの利子補給金の金額が110万円を超えておりましたが、災害によって借りておられた方々が繰上償還されたり、あるいは災害対策資金ということで利子のかからない資金に借りかえされた方がかなり多うございましたので、24年度はこのような金額が23年度と比べるとかなり減ったという、対象者がかなり減ったという形でございます。

次の115ページ、116ページでございますが、2目の水産業振興費でございます。

ここ19節で漁業近代化資金の利子補給金6万5,599円でございます。これは、主に漁船等に係る建造のための借り入れに係る利子補給金でございますが、これも平成23年度の利子補給金は114万5,000円ほどございました。先ほどの利子補給金と同じように繰上償還もしくは無利子の資金に借りかえたために、対象者がかなり減ってこのようになったという形でございます。

その次に、東日本大震災生活・産業基盤復興再生助成金、これが現年度と過年度分で合わせて1億5,700万円ほど。これは宮城県漁協の町内にある2つの支所に対して助成したものでございまして、実はこの原資は公益社団法人のヤマト福祉財団から助成していただいたものでございます。この事業の内容に関しましては、付表の78ページに記載させていただいておりますが、まず現年度分の3,700万円に関しましては、漁協志津川支所の給油施設の復旧費、それから歌津支所の密漁監視船の復旧費でございます。それから、記載してありますとおり仮

設のワカメ作業所だとか仮設のカキ処理場の復旧に係る経費に充当すると。それから、漁船の復旧に23年度の繰り越し分として4,000万円を助成しておりますが、実は前年度23年度におきましても漁船の復旧の足しにするようにということで、23年度におきましても両支所合わせて9,000万円ほど助成しております。

その次の23節で今度は償還金がございます。これも同じくヤマト福祉財団へ償還したものでございますが、ここに27万2,000円ほど償還してございますが、これは仮設の市場をつくる際にもこれもヤマト福祉財団からの助成金を充て込んだのでございますが、事業ごとに市場の復旧に関しまして工事費がこの分が余ったものですからこの分を償還するという内容でございました。

○委員長（及川 均君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 3目漁港管理費でございます。620万円ほどの支出となってございます。

11節需用費、13節の委託料のうち清掃委託料、これらにつきましては、宮城県より志津川漁港の管理委託を受託しております。その委託料を財源に実施をしているものでございます。

11節需用費に81万円ほどの残がございます。津波によりかなり被害を受けておりますので、街路灯の修繕費がかかるだろうということで見込みで計上してございますが、比較的被害がなかったということでその部分に係る分が不用となっております。

19節の負担金、補助及び交付金でございます。執行がゼロとなってございます。これにつきましては、県の漁港協会、それから水産土木建設技術センターの負担金が免除をされた関係で、執行がゼロという形になっております。

それから、23節でございますが、石浜漁港の補助金に関する返還金でございます。石浜漁港につきましては、23年3月31日の出来高の見込み額を2月の上旬に請求をかけております。ご存じのように3月11日に被災をいたしまして、工事の継続が不可能ということになりましたので3月10日までの出来高で精算をしたと、その結果388万円ほどの見込み額との差が出ましたのでその65%に当たる金額を返還したものでございます。

○委員長（及川 均君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 4目のさけます資源維持対策費でございます。

需用費のところで339万円に対しまして172万6,000円の支出済み額ということで、この金額からしますと、不用額が166万3,000円と結構多うございます。この内容につきましては、実は町内に2つのふ化場があったのでございますが、応急的に1カ所は復旧させました。ふ化

放流する際には、これに伴いましていろいろな消耗品の類いを購入しなくてはならなかつたんですが、例えば受精卵の収容する箱だとか、これらを購入しなくてはならなかつたんですが、実は全国のというか、東北、北海道地区のふ化場から現物をかなりいただいた経緯がございまして、それで予定したようなそういう消耗品の類いを購入するのを極力抑えた関係で、このように不用額が出たという次第でございます。

次の117ページ、118ページでございます。

13節の委託料でございますが、支出済み額80万円、これは先ほど申しました町がふ化放流団体となっておりますが、サケの捕獲あるいはその卵の管理等に関しましては、志津川淡水漁業協同組合にこの作業を委託しております委託料でございます。

それから、14節の使用料に関しましては、ふ化場の敷地の借り上げ料でございます。

それから、5目の海洋資源開発推進費でございますが、これはいわゆる震災前に運営しておりました自然環境活用センター等の機能を維持すべく宮城県から委託事業としてこれらを再開するための委託料をもらっておりますが、これに基づきまして湾内の水質の調査あるいは海藻の被害調査等を実施しております。14節の使用料及び賃借料に関しましては、その他使用料となっておりますが、これは潜水器具のうちのボンベの使用料ですか、あるいは調査に出るための船を借り上げるための用船料が主なものでございます。

その下の18節備品購入費に関しましては、調査するに当たりまして潜水具の一部ですか、あるいは保管するための標本器具の一部ですかそれらの備品購入に充てたものでございます。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

山内昇一委員。

○山内昇一委員 2点ほどちょっとお尋ねしたいと思います。

114ページですか、林業振興費の中から先ほど参事ご説明いただきましたが、この中で山の幸振興総合対策事業補助金700万円ほどあります。この中で、いわゆる生産農家というのはどういった内容だったのか。数量でもいいですし、助成内容といいますかそういったこと、ちょっともしお願いします。

ちょっと前になつて済みません。112ページの中山間の事業の関連ですが、先ほど津波の被害地で測量をまたし直すといったお話をありました。これは110ページに書いていますね。それで、この辺の事業の内容というかそういった面積的なことでもよろしいのでお願いします。

○委員長（及川 均君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） ご質問の順番にお答えをさせていただきたいと思います。

山の幸振興総合対策事業補助金につきましては、菌床シイタケ用のハウスでございまして、1,500万円の事業費に対しまして県が3分の1、町が6分の1の補助率で助成をしたものでございまして、震災により被災も受けている農家の方の施設復旧でございます。

それから、中山間の直接支払交付金事業でございます。その測量業務についてのお尋ねだつたと思います。付表の72ページに13節の直接支払い交付金の実績が出てございます。これらの農地に係る図面が津波により全部流されてしまったということから、それらの資料復旧のための測量を実施したということで、面積はこの資料にある面積で申し上げれば、交付対象の面積で84万3,129平方メートル相当分とご理解をいただきたいと思います。

○委員長（及川 均君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 私が一般質問でお話ししました例のシイタケ部会あるいはシイタケ生産農家に対する助成ということで大変よかったですと思いますが、これは菌床シイタケだけに特化したといいますか、だけの助成なんでしょうけれども、そのほかにいわゆる原木といったものもあったわけですが、その辺がちょっとどうなったのかお聞きしたいと思いますけれども。

それから、中山間のこれはきょう確か現地の調査日程になっていると思いますが、そういう中で現在中山間で作付している部分については私もわかるんですが、今回被災された土地が今後整備されてまたこういった事業を導入するのかどうか、その辺ちょっと実際の活用が今後されるのかどうか、その辺お願いします。

○委員長（及川 均君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 原木シイタケの農家への施設復旧の支援というお尋ねでございますが、ご案内のとおりまだ原木でのシイタケ栽培が市場で販売そのものを自肅しているような状況が続いてございます。今後その山林の原木の利用が可能になってきた段階で、また施設の整備なども含めて農業政策の中で施策として展開してまいりたいと思っております。

それから、被災した農地の中山間事業への加入についてでございますが、基本的には新規の加入そのものは、今事業年度5カ年の途中なものですから、本年度平成25年度が4カ年目ですので、26年度末に新たな施策として国で示された段階で、加入が可能なところにつきましては、また地域と話し合いながら中山間制度の活用を図っていきたいと思っております。

○委員長（及川 均君） 山内委員。

○山内昇一委員 今、参事からご説明ありましたが、今回菌床に対しての施設整備の助成ということで本当にこれは助かっていると思います。ただ、私は菌床ならず原木もあるということの中で、どちらも零細といえば零細ですが、施設整備等にもお金がかかりますし、さらに皆さん気力をなくしてもうやめるような気持ちでおられますので、そう長い時間はなかなか大変だと思いますが、ぜひ菌床の助成並みとは言いませんが、町でも支援、あるいは国、県等のそういう支援もありましたら、ぜひ指導方々これら零細な栽培農家に対しての指導育成もひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

それで、中山間のことなんですが、中山間は今中間年でございまして、最終年度終わってまた復旧を果たしたら26年度以降やるということなんですが、国では政策としてTPPを控えて農業生産というものはやはり国の重要な基幹産業であるということの中で、継続して中山間事業もやるようなお話といいますかそういった内容ですので、ぜひ復旧したらまたこの町の農家の育成のためにぜひその中山間事業を導入して、そして農家の育成さらに助成をしていただきたいと思います。以上です。

○委員長（及川 均君） ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 2番です。

115ページの水産業振興費の19節ですね。近代化資金の今の利用は、恐らく補助事業が盛んに行われておりますので少なかろうと思いますが、現在の補助率といいますか、利息補給をしているんだと思うんですが、それは何%ぐらいになっているのか。

それから、その下段のヤマト財団からの助成ということで、大変大きな助成をいただきまして復興への弾みもついているということでございますが、こうして設備、施設、そして海と進んでいる中で、なかなか最近風評被害ということで、その風評被害が鮮明に出てきたようなことでありまして先般輸出の禁止ということも通告がありました。実は、この漁業の生産の流通の中ではまだ完全復活しているわけではありませんので、つくったものを販売する際に、国内だけでの販売は無理があるといいますか、余り流れがよくないということで従来から行われてきた輸出、韓国向け輸出等々でこの復興を乗り切ろうという期待感もあって生産が行われているわけでございますが、そのやさきに輸出の禁止なんていうものが出てきました。これは大義名分として原発をうたっているわけでございますが、陰にはいろいろなものがあるのかなと。国策等々も絡んでいるのかなとは思いますが、現にこの風評被害等でこういう足踏み状態といいますか、鈍い動きになっているわけでございますので、今後こういう風評被害に対する対策、これはかなり重要になってくるものかなと思うんですが、そ

の辺、町長は任期もあと残り少ないわけでございますが、今の段階でどのような対策を考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（及川 均君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） この間もお話ししましたように、全く科学的根拠のない中の輸入禁止ということで、この間も言いましたけれども甚だ遺憾だと私は思ってございます。知事も同様の認識を示しているわけでございまして、そこの中で我々としてはやはりこれからの復興を目指す中にあって、販路が途切れるということについては、非常に復興に水を差すということになります。したがいまして、当町の問題だけではございませんので、ある意味宮城県のそういう水産を主体としている自治体と連携をしながら打開策を見つけるということが非常に大事かなと思ってございます。

○委員長（及川 均君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 近代化資金の利子補給率は、町は1%でございます。

それから、ただいま町長申し上げました風評被害の関係でございますが、放射能に関して、この地域で水揚げされる水産物の放射能調査はサンプル的にはやっておりますが、これまでその基準を超えたものは一つもございません。ただ、それにもかかわらず海外だけじゃなくて、国内におきましても福島県も宮城県も一緒に見ておる傾向がございまして、そちらのほうでもなかなか理解されているという状態でございますので、これは技術的に風評被害はクリアできるものではございませんで、身内が買わないのを海外で買ってくれというのもなかなか難しいのかなとは感じております。沈静化するのを待つほかないのかなとも思います。

○委員長（及川 均君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 前後してお聞きしたいと思います。

やはり課長、現実的にはそうかもしれません。それで、これまでの対応は詳しく調べて正しい情報を流すと、これが唯一の方法だということで続けてきたわけですが、確かにそうであったかもしれません、今ここへ来てこのような海外からの禁止通告が出るということは、それだけの対応ではこれからは乗り切れないと思うよ。ですから、これでいい、時間が流れるのを待つということでは漁業者は納得しませんので、やはり町としてるべき、あるいはまた直接関係する組織と連携しながら、これは今後のために早期に水産業の回復のためにやっぱりやるべきであろうとそう思います。

それから、近代化資金について、多分今は余り利用する方も少ないと思います。ただ、これ

から補助事業等々が細つていった場合に補助事業で全てが報われることばかりもありませんので、これから利用者がふえてくるのかなと、何年か後には。その何年か後のこと今詳しくどうこうというわけではございませんが、それに向けて補助率といいますか、そういうもののかさ上げ等々も考えていただくべきかなと思っておりますが、今のところの考えはどうですか。

○委員長（及川 均君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 農漁業近代化資金の利子補給の要綱に関しては、例規集にございますけれども、これはそれを使う方が金融機関から仮に4%で借りたとしますと、そのうちの1%は町で利子補給しますし、農協もしくは漁協でも同じ率で利子補給します。それから、県でも1%以上のところで利子補給するのでございますが、今おっしゃいましたように町で残り全部やれば一番いいところでございますけれども、今その三者の間でそのような形になっておりまして、今確かに使う方が多くはないんすけれども、これを廃止することは考えておりませんで、当分これでいかざるを得ないのかなと考えております。できるだけ有利な資金を使っていただければと思います。

○委員長（及川 均君） 次に、鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 108ページ、3目の農業振興費の中の（「マイクをお願いします」の声あり）東日本大震災農業生産対策交付金1,600万円ばかりありますね。それから、被災農家経営再開支援事業交付金1億5,000万円余り、この対象面積あるいはその使用目的、あるいはこの対象者はどの程度あったのか。

それと、114ページ、林業振興費の中の19節南三陸材利用促進事業補助金として200万円計上されてあるんですけれども、この対象団体といいますか対象者はどなただったのか。それから、素材利用がどういう形で何に使われたのですか。その辺、お聞きしたいと思います。

○委員長（及川 均君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） まず、生産対策交付金1,600万円の対象者にかかるところでございますが、付表では71ページ中段のほうにお示しさせていただきました。4生産組織ということで示させていただいた地域の方々に、それぞれ管理費とか生産資材ほか支援させていただいたものを整備をいたしたところでございます。

それから、振興費、こちらにつきましては、実人数でいいますと214人の登録者、その方々が繰り返し働き、延べ出益で1万2,600人分ほどの労働にお支払いをした金額で1億5,000万円ほどになっておりまして、対象となる面積は被災した農地全体でありますが、ほぼ大体で

申し上げるよりほかないんですが、350から400ヘクタールあたりの農地をどうしても現況の中で必要なところに配置していただいたものですから、正確な面積でちょっと申し上げかねますが、一応全被災面積を対象になるべく多くの予算を引き出したいという考え方から、そういった350から400ヘクタールぐらいのところで活躍いただいたものと思います。

それから、南三陸材の対象者でございますが、プライバシーになるので個人名は差し控えますが、お1人50万円で200万円ですので4人分の執行をさせていただいたところでござります。震災後、新たに新築した方で南三陸町材が全使用木材の半分以上利用で、それから使用料に応じて50万円を限度として給付させていただく制度でございます。それから、素材生産で生産された材料の利用方法ということですが、基本的には販売に回すということですので市場に出荷したものが主でございます。

○委員長（及川 均君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 では、再質問で1点だけ。

被災農地面積350から400は、今後復田として耕作可能なものの下刈り作業というか除草といいますか、そういうことに解釈してよろしゅうございますか。

○委員長（及川 均君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 一方で、農地の復旧と合わせてこれは被災した農家の生活支援という要素もあったものですから、被災直後の段階での制度利用としましては、とにかく対象面積をふやすことによって人件費として交付される金額をふやしたいという意図から、その対象面積で申請が通ったんですけども、平成25年度になりまして耕作放棄地を除くとか、それから災害復旧事業を今後やる、補助事業をやるところの対象面積を除くとかいろいろやっぱり厳しく現実的なもので制度が絞られた関係で、25年度ではほぼ3分の1ぐらいの予算になっている状況でございます。ただ、申し上げたとおり補助整備の部分が除かれて3分の1という意味ですので、全体面積では以前にも申し上げましたが、300ぐらいは復旧させていきたいと考えているところでございます。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で5款農林水産業費の質疑を終わります。

次に、6款商工費、117ページから128ページの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） それでは、117ページの6款商工総務費でございます。

まず、1項商工費1目商工総務費でございますが、報酬に産業審議会委員等報酬とございま

す。17名の委員ですが、24年度は1回開催いたしまして13名の方が報酬対象となっております。

次に、119ページ、120ページでございます。

2目の商工振興費でございますが、8節に報償費、起業化計画認定審査会委員謝金とございまして、これは後で19節で出てまいりますが、いわゆる起業化した方に対する支援をするためのその審査をしていただく外部委員に対する謝金でございます。

19節の負担金、補助及び交付金でございますが、ここでただいま申しました起業支援補助金と最下段にございます。7社でございました。7人の方が業を起こすということですね。それから、同じく読み方なんですが、企業立地奨励金に関しましては8社が申請して該当いたしました。それから、その上のほうですが、宮城県企業立地セミナー実行委員会負担金とございます。これは、宮城県内の全部の市町村ではございませんが、ある市町村がまとまって東京なり名古屋のほうで地場産品の販売あるいは企業誘致のための組織を持っておりまして、これに対する負担金でございまして24年度から我が町も加入いたしました。

それから、21節の貸付金でございますが、ここに7,000万円を計上してございます。これは、7,000万円を町内にある金融機関、具体的には銀行2行とそれから信用金庫1行なんですが、ここに預託をいたしまして、それでこの7倍まで融資してくださいという内容でございます。これを使いますと、これを使って融資を受けるというときには信用保証協会と契約を締結していただきますが、この際の戻ってしまいますけれども19節で融資保証料補償金だとかこれらがそれに該当してまいります。

次に、3目の労働対策費でございます。私どもの町では、無料職業紹介所を開設しております、週に4日、月、火、水、それから金曜日と4日間開設しております、これに係る経費でございます。それから、122ページにまいりまして、19節の負担金、補助及び交付金がございます。ここで新規高卒者雇用促進奨励金がございまして、24年度におきましては3名の方がこれに該当いたしました。3社で3名でした。1人30万円ずつということになります。

次に、観光振興費でございます。19節の負担金、補助及び交付金で最下段に、観光振興対策事業補助金がございます。これは、観光協会への事業運営の補助と、それから志津川、歌津2地区におきます夏祭りに係る経費の補助をいたしました。

次に、5目の観光施設管理費でございますが、14節使用料及び賃借料の513万2,000円に関しましては、これは神割崎キャンプ場の借り上げ料でございます。

次に、123ページと124ページでございますが、6目の消費者行政推進費、消費生活相談員を

1名委託して頼んでおりまして、これは火曜日と木曜日に無料職業紹介所のところで相談に乗っていただいております。24年度におきましては、23年度からなんですかけれども、法テラスが活動していただいておりますので、かなりそちらのほうが専門的なアドバイスをしていただいておりますので、私どもとしては助かっているというか、そういう状況でございます。

次に、7目の震災等緊急雇用対応事業でございますが、ここからはいわゆる緊急雇用事業でございます。123ページ、124ページに関しましては、これは町が直接雇用するとした方々の分でございます。ですから、賃金ですとか需用費が出ております。それから、125ページ、126ページには委託料ということで、これは町が直接ではなくて、各関係団体に雇用していただくように委託して行った事業でございます。

それで、127ページ、128ページにまいりますと、8目で生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業と長いのがあります。これも緊急雇用の事業のタイプでございまして、先ほどの震災等緊急雇用対応事業とこの生涯現役との2本柱でやっておりました。これは、震災前から生涯現役等というのはあるんですが、これは例えばその仕事をするために技術を身につけるだとか、あるいはその職業訓練をするだとかそういうことで、これは最低でも3年間は同じ人を雇用してもよろしいですよと、そういう事業が生涯現役・全員参加型なものですから、ですからどちらかというとここで雇用された方は、あなたは途中で誰かとかわりなさいということはないのが原則でございます。

逆に、さきに申しました震災対応等緊急雇用事業に関しましては、名前のとおり震災の関係でいろいろこれまで勤めておったところが被災して仕事ができなくなったとか、そういう方々を雇用するための事業ということで、こちらはおおむね半年以上やりながら雇用されながら、新たな自分の前に勤めていたところが再開したらそちらに移ってくださいだとか、あるいは緊急的な仕事ではなくてもっと長い期間雇用できるようなところを探してくださいといふ、大きく分けるとその2つの趣旨がございます。

そんな関係でございますが、ここで124ページに戻っていただきますと、不用額等が結構な金額が出ておりまして、114ページでは賃金で1,682万円と、それから126ページの委託料では3,400万円だとか出しておりますが、これは先ほど申しましたようにあくまでも緊急的な雇用なものですから、そうじゃなくて前に勤めておったところが再開した、あるいはそうじゃなくて新たなどころに長期に勤められるような方はそちらに移ってくださいということもありますので、24年度におきましては、この2つの事業合わせて延べで約900名ほどの雇用をしまし

たけれども、あくまでも延べでございますので途中でしっかりところに移ったりとしますと、この人件費がその分不用額として結果として出てしまったという内容でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（及川 均君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1番千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 何点かちょっと質問させてください。

121ページの4目観光振興費、この中の19節の負担金があります。仙台・宮城観光キャンペーン、この補助金の部分が50万円ということで、ことし開催されたDCのキャンペーンに関してのその負担金の割り当てだと思うんですけれども、南三陸町においては、このDCの結果どのような経済効果が出たのか、その辺教えてください。

今、観光支援ということで、防災庁舎のあの辺にやっぱり皆さんが必要あるそこに寄るか通るかしている状況が今ありますが、マイクロバス、普通自動車、そして観光バス、あそこに多くの車がとまって多くの人たちが集まる。そういう光景をやっぱり家族は見たくないという状況がある中で、語り部の観光協会の事業に当たって、あそこを通ることは、あそこにとどまることはできないと、通ってとまってもとどまることはできないと、そういうことを前に執行部から話されましたが、今もそういった語り部の人たちはあそこでとまって、あそこで車からおりて語り部をしているのか。そんなことはないと思うので、その辺の確認です。そういう観光支援で来られる方の語り部の皆さんについて回るときに、そのルートというものは決まっているのか、その辺、お聞かせください。

○委員長（及川 均君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 震災前は我が町への観光客の入り込み数は100万を超えておりましたが、どうしても震災後はここまで至っておりませんで、仙台・宮城ディスティネーションキャンペーンは今年度だったんですけども、今年度の状況はまだ年度の途中ですけれどもおかげさまでかなり回復してきまして、24年度においては約8割ぐらいまで回復したとこのように見ております。

それで、その人数だけじゃなくて経済効果はと言われますと、そこはなかなか把握のしづらいところなものですから、経済効果何億円とかと私のほうでも具体的に把握しておりませんので、その辺はご容赦をお願いいたします。

それから、語り部の関係でございますが、これは私どもでああしろ、こうしろというグループではございませんので、あそこにとどまれとかとどまるなとか、そこを通るなとかという

ことは私から指示はしておりませんが、彼らに聞きますと、そこを具体的に聞きたいというグループもあれば、仮にそうなったとしてもそこはさらっと通り過ぎるという語り部ガイドもおられれば、それはさまざまなようでございます。ですから、今申しましたようにどのコースをどのようにめぐるかというのは、その訪れるグループの意向にもよりますし、あとは語り部の何といいますか、自分がぜひ案内したいというそういうコースをめぐるということでございます。

○委員長（及川 均君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 入り込み数も含めて24年度は8割になったと。被災地の観光支援という形の方でふえているんだと思います。さんさん商店街、伊里前の復興商店街、この辺の中に流れているのかなと。あとは復興市、その辺の各イベントの中に集まっている数が多くなってきて8割と。やっぱり今まで来ていた100万人ですか、その来客の入り込みの人たちが南三陸町で味わったことと今は違う人の流れが生まれている現状の中に私はあると思います。

そういった中でディスティネーションキャンペーンのこの効果、被災地ということもありますけれども、県の発表では経済効果は大体108億円という形で言っていました。宮城県下で大体108億円、そして自治体が大体20個ちょっとあると、単純計算で割れば5億円ぐらいかなと。5億円の金額でもって、その5億円の金額がこの南三陸町の住民にどのぐらいの経済効果を及ぼしたということは、私はその辺はなかなか難しく、やっぱり商店復興のために多くの方々が来て商工観光、その部分の経済効果ばかりしか私は感じられなく、その関連でやっぱり水産業、農業という形の分の経済効果も確かに生んでいるとは思いますが、やっぱりこのままでは今後経済効果は上がっていかないと私は思います。なぜかというと、新しいまちづくりの移行期間、そしていつまでも被災地ではないということ、また新しい町を見てもらうための入り込み数、その辺も計算に入れるとなかなかこのままの推移で今後南三陸町がいくのかというと、私は疑問に思いますので、今課長が話された語り部の人たちの考える中でルートを探すといっていますが、ある程度町から支援金ということで755万円のお金が観光協会に出ているので、その辺の動向も町では把握するやっぱり義務があるようには私は思います。

そして、防災庁舎、あそこにとどまってマイクロバス4台、5台で来る方もあるんですが、その方が一挙に押し寄せて手を合わせたというのも異様な光景かなと私は思っていますので、その辺は観光協会にやっぱりあそこに行くんじゃなく、あそこからどこか遠くのところからこういった形の説明をしたほうが、被災された町民の心情を害さないと思いますので、

その辺、ルート的なものを本当に課長は知り得ないのか。私的には、瓦れき処理場、あそこにやっぱりマイクロバスが通っています。あとは戸倉の中学校の仮設でも何回も上がっていく大型バス、そしてそれ違えなくて困っているという状況があります。果たして、そういう被災地の観光支援ということでおいでになる方が、今復興で大変な状況の中にある処理場、トラックがたくさん通っています。そのトラックの運送、運搬の支障になっていないか。その辺も見きわめながらやっぱり観光協会に語りかけていく必要があるのかなど、その辺、町で今後もそういった取り組みということをしていかないのか。

とりあえず、今後進めていく町の振興に当たっては、やっぱり一番はさんさん商店街とかその目玉がキラキラ丼だったりするわけですよね。そのキラキラ丼に関しては、ことしは秋サケ、やっぱりイクラ丼、これがなかなか厳しいという状況にあり、サンマの不漁もあり、そういう中で今実在として手に入るホタテ、アナゴ、この辺の加工を商店主たちが工夫して独自で出しています。その独自で出しているキラキラ丼、秋は秋旨丼らしいです。きょうテレビでさんさん商店街のそういった飲食店の受け皿となる代表の人が、キラキラ丼の創設者とかそういう形のこと話していました。確かに頑張っている姿は認めたいと思います。

ことしに入って茨城から90人ぐらいの団体の方が私にどこかいい店を紹介してくれと言ったときに、私はその事情を役場から聞いていました。私がここで言っても90人のお客様に振る舞えるだけのキラキラ丼がないので、とりあえずあるお店、そこが言い方をかえれば仕切っているような感じに私は受けとめていますけれども、そこがやっぱりここに、ここにという形でその平等と公平性、その辺がさんさん商店街ではそういった飲食店が保たれているのか。

この3点、もう一度お答えをお願いします。

○委員長（及川 均君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、観光の関係でございますが、私たちの町ではほかと比べて風光明媚というわけでもございませんで、震災前から私たち町に来られる方々は、私たちの町の生活を通して地元の特に観光に携わる方々を中心としてでしょうけれども、触れ合つておもてなしの心に感銘を受けたということで何回か来られる方々が多くたと聞いておりますし、私もそうだと思います。そういう方々を初め、あとは支援のためにという方々も多いんでございますが、そういう気持ちを持って震災後も訪れていただいているものだと感じております。

先ほどのお尋ねの語り部の関係でございますが、語り部グループというの観光協会の職員ではございませんので、ですから観光協会でどのようなコースを回れ、あのようなコースを回れではなくて、おいでになる方々がどういうところを回りたいという意向を持っておられたとすればそのコースを行きますし、そうじゃなくてどこかいいところは案内してくださいという要望であれば、それなりのところを案内しますけれども、ただできるだけさつき委員もおっしゃいましたように、そこに行って手を合わせるようなそういうことに重きを置くようなコース設定はしていないという話は聞いております。

言われたように、戸倉中学校とかにも観光バスとかがおいでになります。私もあそこに住んでおりますので、この間も休みのときにあそこからだとちょうど全体が見えるんですね。それで、来られた方々は初めて来たという方もおられましたけれども、前にも来たんだけれども随分変わりましたねという方もおられますし、一概にどの目的でというのはなかなか聞けないですけれども、そのようにリピーターで来られる方々もおられるようです。

それから、後段で、ここでキラキラ丼シリーズだけをPRするわけにはまいりませんけれども、その業についておられる方々が工夫していろいろなものを提供されるのはいいことだと思います。ただ、それはある組合的な任意の団体を組織しておられますけれども、それはそれとしてそれぞれのなりわいがありますので、自分のところに来る客を断ってほかのところに回すということまでは、誰もそれはここまで強要するものでもないでしょうし、ほかのところもそこまでは期待していないと思うんです。ただ、ほかのところに入ろうとするお客様をいや、ほかじゃなくて自分のところ、自分のところとそれもしないと思いますので、その辺ところは共存共栄でやっていただいているものとは思いますけれども、何せ人が集まればそれなりにいろいろな考えがありますので、どこまでも共存共栄を貫いていってほしいんですけどけれども、多少のあつれきは生産活動というか、そういう活動の中ではこれはやむを得ないものとは思いますが、いずれにしてもこれまでのところ私どもの丼シリーズというか、それは好評を博しているのでこれからも続けていってほしいと思いますが、ただもう一つ気にかかるのが、ネーミングそのものもこれはいわゆる知的財産の対象になるそうですので、それらの動きもあるやに聞いておりますので、それも含めて皆さんで共存共栄していってもらえればなというのが私のほうの期待でございます。

○委員長（及川 均君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 飲食店のかかわっているグループの皆さんには、ぜひ平等性を含めた形の運営に町からも助言的なそういう面をできればと思います。中小基盤機構の整備の中でいろいろ

ろな宣伝のあり方とか、その辺も町から多く支援ということで行っていると思いますので、できればお願ひします。

観光協会、今回3節、予算議会の中で、とりあえず観光協会の今の決算報告ということで、議会から提出してくれと。それに計算書。それで、初めて町から助成している団体へその採算の管理というのは、やっぱり町で報告を出さなくてはならないという義務があると思うので、その中で書類が上がってきた時点で3,700万円の黒字という状況にある中で、24年ですかね。そして、25年もそれを上回るぐらいのやっぱり黒字が出てきていて、果たしてこの観光協会への助成金ですか、この辺が必要なのかと私は疑問に思います。基本的に黒字が出て、その中でいろいろな部門で宣伝していったり、運営していったり、いろいろな幅を広げて観光協会というスタイルを変えていったりとか、今後に向けての観光協会の事務所をつくるなりとか、そういう方向で考えていくって、町の補助金がなくても運営できるような状態に黒字がなっているなら私はできると思うんですけども、何で24年、そして今年度25年度もそういう負担を町ではしていると思います。その辺が幾ら考えても私は疑問に思います。いっぱい商売で潤っている会社に何で町からまた補助金を出さなくてはいけないのか。それは、結局大変な時期はやっぱり助けてやって、南三陸町の観光振興のために私は当然だと思います。なかなかお客様が来るにも宣伝費もないという状況の中で。しかしながら、今は語り部の皆さんのがバスに乗降することによって3,700万円。語り部の方は別だと言っているけれども、もう一体ですよ。課長が別だという意味は私はちょっとよく理解できないんですけども、とりあえず一体となってこの黒字が観光協会に入っているこの事実は紛れもないことであって、今年度予算の中にも755万円というのをたしか計上されて、それも議会で可決はなっていますが、一旦休止すると、来年度ですかね、休止して、この黒字の動向を見ながらまた再びこの助成金を出すと、こういった方法も町の中では考えられると思うのですが、なぜ黒字なのにこういったまだまだ支援をしていかなくてはいけないのか、その辺を私は疑問に思いますのでお願ひします。

今、課長が気になったのは、やっぱり風光明媚、これには自然、海とか山とか全部ついてきているものなんですよ。やっぱり風光明媚がつくり出して、それに人がついてきて、それに商店がついてくる。これがやっぱり南三陸町のよさだと私は思っています。この風光明媚だけでは云々ということは、それに色を行政が加えていって、人が寄ってくる。その人にまた人が寄って、これが観光の原点だと思います。今おもてなしがはやっていますけれども、果たしてここに来た全てのお客さんがすばらしいおもてなしだといって感動して皆さんお帰

りになるかというと、課長、それは違うと思います。やっぱり納得していない方もいるし、来たんだけれどもという方もいます。やっぱりおもてなしの心、これからももっともっと劣る部分、改善するべきは改善していって、おもてなしをほかにないような形にできればつくっていってもらいたい。観光、本当に今後これから考えていくてもらいたいと思います。今の私の考えに一言お答えお願ひします。

○委員長（及川 均君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） はっきり言って、委員の考え方と私の考え方まるっきり違います。社団法人が黒字だからやらなくてもいいんだということなんですかけれども、補助金を出しておるのは、補助金ですから運営費だけじゃなくて事業をする際の補助も含まれております。もちろん職員の人工費も含まれておりますが、例えばいろいろなところで目にされるかと思いますが、先ほどお話に出たキラキラ丼シリーズだとかございます。あれらのポスターをつくっているのも、この補助金の中から観光協会等がつくっておるものでして、パンフレット等に関しましても町の観光振興の直接の経費ではなくて、そちらでつくっていただいているのがかなりウエートを占めております。

それから、仮にどこかの団体を相手にする際に、そこが赤字で身動きができないような団体と何か事業を起こすというのは非常に大変だと思います。赤字に陥らないようにこちらもそれなりの支援をしながら、そしてこちらで考えているような観光振興に寄与してもらえるようという期待を込めながら連携しているのであります、ただし連携ですのでこちらからの強力な指導ばかりというわけにはまいりません。あくまでも連携しながら町の観光振興のためにやっていただければという、そういう考え方でつき合っております。

それから、私は風光明媚なところがありませんといったのはあれは言い過ぎでした。あれは委員の考え方と同じでございます。そういう考え方で推進しております。

○委員長（及川 均君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 今、1番委員さんから観光協会の業務報告書ですか、要求されてから提出したという内容の発言がなされましたよね。町が出資あるいは補助をしている団体については、毎年町に業務報告、決算書を提出する。町が我々議会にも提出するということになっておりまして、決算書の中で財産目録、貸借対照表は配付になっておったんですが、肝心の収支計算書、損益計算書がなかったんですね、我々には。町には来ておったんですけども。2回ほど要求をしてようやく我々に配付されたわけですよ。その原因はどこにあるのかなということでおったんですが、配付忘れなのか、とじ忘れたのか、それはちょっとわかりませんけ

れども、やっぱり我々に配付する資料というのはコピーしたときにチェックはしているはずなんですよね、チェック。来たやつをコピーしたんでしょうから、それをとしたわけだ。それが間違いなく町がもらった総会資料、決算職と我々に配付する内容をチェックするわけですよね。当然ですよ。それはチェックしないで出したということになるのか。印刷を忘れたのか。そこなんです。今15名の委員さんがいるんだけれども、例えば1人ぐらいのやつをとじ忘れたというなら話はわかるのよ。全て入っていないんですから、その収支計算書、損益計算書が。これは意図的としか考えられないんだ。なぜそういうことをしたのかと。意図的というのはちょっと私も言い過ぎかもしませんが。3,900万円の黒字、初めてわかったんですよ。収支計算書、損益計算を見て。あれがなければ内容がわからなかつた。そうなつてくると、何で3,900万円の黒字を隠すために、悪く考えればですよ、隠すために出さなかつたんじゃないか、意図的にと。こうなるわけなので、そういうことで含めながら3,900万円もあるのに、なぜまたさらに補助金を出さなくてはならないのかという質問なわけですから。まず、多分忘れたんでしょう。コピーしてとて、我々に配付するのは。そういうことです。

議事進行で、今のやりとりの中での話をさせてもらいました。

○委員長（及川 均君） 阿部 建委員、どうぞ。

○阿部 建委員 今の問題と違って、本日の議事の進め方ですけれども、休憩をとらずにトイレ、あるいは職員の方々も委員の方々も自由に行って、そういうことは委員会ですから、そういう彈力性があつていいために委員会ですので、そういうふうに取り計らつて議事を進めたほうがいいと。執行部もいいですから、自由にトイレ、そういうことでお願いしたいと思います。

○委員長（及川 均君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 ばらばらでなく、ここで10分でも休憩をとつて再度委員長の計らいをしていかがですか。

○委員長（及川 均君） 了解。

ここで暫時休憩いたします。休憩時間は10分間。45分から再開します。

午後 3時35分 休憩

午後 3時45分 開議

○委員長（及川 均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6款商工費の質疑を続行いたします。小山幸七委員。

○小山幸七委員 127ページ、128ページです。

今、産振課長が説明されましたこの生涯現役・全員参加、この雇用創出事業は大分委託しておる先は漁協だと思うんですけれども、大分組合員の方々は助かるといって喜んでいるようです。それで、ここで雇用者が付表には503名となっておりまして、もちろん歌津支所、志津川支所と同じ内容で雇用しておるんでしょうかというのが1つですね。

それと、もう一つは1回雇用しますと3年間継続と話されましたけれども、最初に雇用をした人は3年間そこに緊急雇用されているということなんでしょうか。その点ひとつ説明お願ひします。

○委員長（及川 均君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 3年間拘束するということではなくて、この事業は少なくとも3年間は継続しますので、その3年間のうちに本人の都合以外で雇用を切るということはできるだけしないでくださいと、そういう意味合いでございます。ですから、例えば何といいますか、いわゆる生涯現役でやる関係ではその仕事をしっかりと覚えてもらって、この補助金がなくなっても自分でできるというのが本来の趣旨なですから、例えばまたま1カ月か2カ月で後はあなたいいですよと切られることのないようにということでお願いしておるんですが、本人の都合で体調の関係もあるでしょうし、それからやってみたらこれじゃなくともっと別な仕事のほうが自分には向いているということでそちらに移るというのは、これは本人の自由意思でできます。ただ、雇用者側の都合で雇用をやめるということに関しては、極力そういうことはしないでくださいという趣旨でございます。

済みません。漁協の歌津支所と志津川支所の関係でございますが、おおむね同じなんですけれども、若干違うところがございます。といいますのは、志津川支所の場合、市場の運営とかもありますのでその辺で若干違うところがございます。それから、歌津支所は今度は志津川支所では余りないんですけども、漁船漁業に従事すると、こちらのほうが多いものですから、その辺で若干雇用形態が違うという形になります。

○委員長（及川 均君） 小山幸七委員。

○小山幸七委員 そうしますと、ここには付表にも養殖生産復旧支援事業とあるんです。やっぱり漁協の関係ですので、そういう漁船関係とか漁業の生産高といいますか、従事するあれは両方いいということですね。わかりました。それと、まずはそういう仕事が3年継続してあるということですね。わかりました。どうも。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、6款商工費の質疑を終わります。

次に、7款土木費、127ページから134ページの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、127ページ、128ページをお開き願いたいと思います。

7款土木費第1項土木管理費1目土木総務費でございます。主な支出は職員の人工費となっております。19節、10万円ほどの残がございます。これは払川ダム建設促進協議会の負担金でございます。支出をしないでおります。

それから、次に129ページ、130ページをお開き願いたいと思います。

道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費でございます。主なものにつきましては、職員の人工費となっております。19節でございます。140万円ほどの支出不用額が発生をしております。これにつきましては、三陸道の整備促進期成同盟会、なかなかこのような状況とそれに加えて事業がこれまでにないスピードで進んでいるということで、要望活動を24年度は実施をしなかったということで140万円ほど支出をしておりません。その結果、記載のとおりの不用額が発生をしております。

2目の道路維持費でございます。11節の需用費消耗品が487万円ほど支出をしております。主なものにつきましては融雪剤の購入費になります。2600袋今回購入をしておりまして、金額が380万円ほどでございます。不用額が43万円でございますが、購入計画が3,000袋ございましたので、その差額分でございます。それから、13節委託料でございます。除雪業務の委託料でございます。地域により降雪に差がございますが、業者、それから個人に委託をしておりまして、少ない方で1日、多い方で11日出動しております。それから、町道の管理費につきましては、付表の89ページをごらんになっていただきたいと思います。それから、15節工事請負費でございます。維持管理工事汐見1号線外28工事を実施しております。同じく89ページをごらんになっていただきたいと思います。

3目の道路新設改良費でございます。15節工事請負費でございます。大森1号線外8路線の工事を実施しております。主な工事につきましては、付表の90ページに記載をしておりますのでご参考願います。それから、17節でございます。東山中央線用地再取得費でございます。ご存じのように東山中央線の用地につきましては、土地開発公社に資金を利用して土地を購入しております。それを年度年度支払いをしてきたわけでございますが、24年度を最終年度ということで2,100万円ほど支出をしています。これで完済をしたということでございます。

それから、3項の河川費でございます。1目の河川総務費につきましては記載のとおりでございます。2目の河川維持費でございます。15節工事請負費、桜葉川外3河川の工事を実施しております。詳細につきましては、付表の90ページをお願いをいたします。

4項の都市計画費でございます。主な支出につきましては、職員の人物費等となってございます。2目の公園費でございます。都市公園、現在東山公園、それから上の山公園がそれぞれございます。それらの維持管理費でございます。

それから、5項の下水道費につきましては記載のとおりでございます。

それから、6項住宅費、133ページ、134ページをお開き願います。

11節の需用費、修繕料が670万円ほど支出をしております。大分町営住宅の老朽化が進んでおりますので、延べ91戸の修繕を実施しております。詳細につきましては、付表の92ページに記載をしているところでございます。それから、14節使用料及び賃借料でございますが、7団地約9名の方から敷地を借り上げておりますので、その借り上げ料になります。2目の住宅環境整備費でございます。木造住宅の耐震診断を実施しております。1戸当たり14万1,000円で4戸実施をしておりますので、56万4,000円の支出となっております。

以上でございます。

○委員長（及川 均君） ここでお諮りをいたします。

間もなく4時を報ぜんとしておりますが、議事の関係上、一般会計9款教育費の審査が終了するまで時間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川 均君） ご異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○委員長（及川 均君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 濟みません。130ページの道路、町道の新設のところでこの付表にあります89ページですか、道路維持のところでありますけれども、これに関連してお話ししたいと思います。

実は、近年道路事情がすごく悪くなっています、新しく道路をつくったり整備するのももちろんやっているのはわかりますが、震災当時から見ればすばらしくよくなりました。しかし、三陸自動車道の関係で、工事車両等がかなり走りまして、それによって舗装とかそういったものを傷めて舗装のこぼこも出ております。さらに、車の流れといいますか人の流れが変わって、逆に山道とかそういった今まで余り通らなかった交通量がかなりふえておりま

す。そういう中で、道路の状況がそのままということの中で、側溝とかそういったこともさっぱりできていないという苦情の中で、かなり車をよけるにも大変だという話がありまして、具体的な道路とかと名前ももちろんあるんですが、その辺どういった整備をしているか、ちょっとお願いします。

○委員長（及川 均君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路の維持管理の質問でございますけれども、基本的には我々職員がパトロールした際に発見する、それから地域の皆様からご連絡をいただくということで現場を把握して、それで対応するという流れになっております。当然その中にすぐしなければならないもの、それから少し時間をかけてもいいもの、多分そういう仕分けはそれぞれこちらの判断でやらせていただいているところでございます。

残念ながら24年度当時でございますと、基本的には町道も災害復旧の事業が該当しておりますけれども、それに該当しない部分も多々ございますので、残念ながらそういう震災の影響があったところを中心にさせていただいたということになります。結果的に、そういう意味で内陸部が若干手薄になったのかなとは感じております。

○委員長（及川 均君） 山内委員。

○山内昇一委員 詳しいことはいいとしても、震災3年目ですので内陸部とかあるいはいわゆる今まで余り通らなかった山道のようなところで、車両が特に頻繁になった部分、そういうところの側溝とかあるいはカーブ、あるいは路面の悪いところ、そういったところをぜひパトロールをして積極的に整備していただけるようにお願いしたいと思いますが、よろしいですか。その辺、ちょっと一言。

○委員長（及川 均君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） そのように努めたいと思います。我々もなかなか毎日パトロールというわけにもいきませんので、もしそういう情報がございましたら、建設課にいただければと考えております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようですので、7款土木費商工費の質疑を終わります。

次に、8款消防費、133ページから136ページの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、資料の133ページ、134ページをお開き願いたいと思います。

8款消防費5億1,000万円弱の支出となってございます。

1目常備消防費につきまして、気仙沼本吉地域広域行政事務組合の消防費に係る負担金4億3,000万円弱の所要額を支出してございます。

2目の非常備消防費でございます。1節報酬及び9節旅費におきまして、消防団員の報酬及び費用弁償の所要額を支出してございます。出動の状況につきましては、付表の93ページに掲載をされております。なお、不用額は不慮の事態に備えたものというふうに対応してございます。11節需用費、消耗品費におきまして宝くじ市町村交付金を活用しながら、団員のヘルメット400個を購入しておるところでございます。19節の負担金、補助及び交付金、退職報償費負担金ということで、宮城県市町村非常勤消防団補償報償組合への負担金ということで計上させていただいておるところでございます。

続きまして、135ページ、136ページをお開き願いたいと思います。

3目消防防災施設費でございます。18節備品購入費におきまして、市町村振興総合補助金を活用しながら消防小型動力ポンプつき積載車を購入いたしまして、上沢班に配備をしておるといったところでございます。また、同じく消防小型ポンプにつきまして、宝くじ市町村交付金を活用し11台を購入の上、配備を行っておるということございます。配備箇所につきましては、付表の93ページをごらんいただきたいと思います。

以上、詳細の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（及川 均君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で8款消防費の質疑を終わります。

次に、9款教育費、135ページから158ページの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） それでは、教育費でございますけれども、最初に教育総務課所管分について概要を申し上げます。

135ページと136ページをお開きいただきます。

1項の教育総務費でございますが、支出済み額が2億1,340万円となっておりまして、昨年度より3,100万円ほどふえております。その主な要因でございますけれども、138ページの2目事務局費の13節委託料におきまして、震災後の交通手段の確保ということでスクールバスを運行しておりますけれども、昨年度より2,000万円ほどふえております。それと、140ページの28節繰出金でございますが、育英資金に1,000万円ほど新規積み立てを行ったことによる

ものでございます。

139ページ、140ページをお開きいただきます。

2項の小学校費1目の学校管理費でございますが、支出済み額が8,014万円ほどでございますが、昨年度よりも500万円ほどふえております。これは需用費等の管理経費がふえたということでございます。

続いて、141、142ページでございますが、2目の教育振興費でございますが、支出済み額が3,483万円ほどで、昨年度より900万円ほどの増となっております。これは需用費と使用料及び賃借料で600万円ほど減額となっていましたが、20節の扶助費で要保護、準要保護就学援助費が2,284万7,000円ということで、昨年度より1,600万円ほどふえたことによるものであります。なお、就学援助対象児童の認定率は、一般分が7.3%、被災分が50.1%、合計で57.4%となっております。

続いて、中学校費でございますが、1目の学校管理費の支出済み額は5,161万円ほどでございますが、昨年度より380万円ほどの増となっております。これは、小学校費と同様に需用費等の管理経費が若干ふえたということと、あとは146ページの右上、最上段にございますけれども19節負担金、補助及び交付金の中で、中体連の出場補助金が140万円ほどふえたことによるものでございます。

145ページ、146ページ、2目の教育振興費でございますが、支出済み額が4,317万円ほどで、昨年度より1700万円ほどの増となっております。これは20節扶助費要保護、準要保護就学援助費の増加によるものであります。なお、就学援助対象生徒の認定率でございますが、一般分が10.9%、被災分が55.8%、合計で66.7%となっております。

3目の学力向上対策費は記載のとおりでございます。

若干飛びますけれども、155、156ページの4目の学校給食費でございますが、平成24年度から震災前と同様に全て自前での完全給食を復活しております。小中児童生徒及び教職員分を含む合わせて1,214人分に給食を提供いたしました。決算額でありますが、支出済み額が1億5,527万円ということで、昨年度より3,700万円ほどの増となっております。11節需用費の賄い材料費が1,400万円ほどふえたことと、158ページ、15節工事請負費でボイラー設置工事に2,300万円ほど要したことが主な要因でございます。

以上、教育総務課所管分についてその概要を申し上げました。

○委員長（及川 均君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 4項の社会教育費でございます。ページ数が145ページでござ

います。

トータルで1億704万9,000円ということで前年度より400万円ほど増になってございます。

1目の社会教育総務費でございますけれども、ここは社会教育委員及び一般職の人事費並びに各種社会教育団体、地域づくりスポーツ文化青少年家庭教育等の社会教育団体の運営費補助でございます。次のページにいきまして、146、148のここの上段の負担金、補助及び交付金の中の下のところの生涯学習振興事業補助金446万9,000円ほどですけれども、全部で10団体、体協とかすばらしい南三陸等もろもろの社会教育団体に対する運営費補助でございます。

2目の文化財保護費でございますけれども、ここにつきましては前年度より400万円ほど支出済み額がふえてございまして450万2,000円という形でございます。ここで主にふえたのが報酬で文化財担当の嘱託員等でございます。それから、あとは通常の文化財の維持管理経費でございますけれども、この中で13節の委託料で143万8,000円ほどでございますけれども、ここの文化財保存修復等業務委託料121万8,000円ほどでございますけれども、これは荒沢神社の太郎坊の樹勢回復作業等でございます。

次のページにいきまして、3目公民館費でございます。ここにつきましても、前年度より比べまして400万円ほど少なくなっている3,947万3,000円ほどでございますけれども、これらは人事費等、公民館長の減ということで少なくなってございます。この中で、13節委託料の大きいところは宿日直業務委託料ということで、これは入谷公民館です。日曜、祝日それから通常の夜間ということで1年間休みなしで利用されているということで、委託料でとってございます。それから、15節の工事請負費の関係でございますけれども、ここは入谷公民館の前に駐車場を整備してございます。それから、公民館の大会議室の床面とブラインドの改修工事を行っておるところございます。

次のページにいきまして、図書館費につきましては、図書館協議会の委員の報酬ほか人件費等でございます。それから、7節の賃金につきましては、パート職員の賃金ということでございます。

5目の生涯学習推進費でございます。これにつきましては、前年度よりも300万円ほど多い870万4,000円ほどでございますが、これは国の学習支援コーディネーター等配置事業ということで、NPOによる小中高生に対する自主学習支援事業でございます。それで、7月までは観洋でやっていたんですけども、その後旧県の合庁の前で放課後や休日に支援員による学習支援ということでやっております。この中で、ちょっと予備費から充用してございます

が、なかなか額が確定しなくて最終的な補正で整理ができなくて、報償費に予備費を充用してございます。次のページにいきまして152ページ、ここの中でも使用料及び賃借料で221万円ほど残っておりますが、ここも会場の使用料を見込んでいたんですが、それが場所が変わることによって使われないという状況でございました。

次の保健体育総務費でございます。これにつきましてはスポーツ推進員の報酬ほか活動用のユニフォーム、あるいは全国大会の旅費等でございます。

それから、2目の体育振興費につきましては、これは各種大会、ビニールバレーボール大会であったり綱引き大会、小学生の水泳大会等の参加費とか賞状とかトロフィーとかメダルとかそれらの経費となってございます。

3目の社会教育施設費につきましては、町民プールの運営費及び指定管理者によるスポーツ交流村、平成の森の指定管理料及び施設の修繕等でございます。この中で、この委託料ですか、指定管理者等にはほとんど基本協定に基づく指定管理料ということで、前年とほぼ同じ額でそれぞれ指定管理料を支払っておりますが、24年度につきましては、スポーツ交流村で人数で170%、件数で209%ほどの施設の利用ということで大変利用されたということでございます。それから、平成の森も同じく200%近い人数で増加していますし、件数でも200%近い件数がふえているということで、大変利用されているということでございます。維持管理につきましても、スポーツ交流村でも収支で110万円ほどプラスになっていますし、平成の森につきましては1,300万円ほど黒字になっております。

以上でございます。

○委員長（及川 均君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

小山幸七委員。

○小山幸七委員 この付表の96ページに児童の心のケアをするためにスクールカウンセラーを配置、通常より多く、またよそからも派遣されてきておって、その心のケアに当たったようですが、その結果いまだ子供に動搖とかあるいは落ち着きがないとかという震災の、言い方はちょっと失礼かな、後遺症みたいなものがある子供がおるんですか。どうなんでしょうか。

○委員長（及川 均君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 震災から2年半たっていますけれども、おかげさまというのはちょっと表現が悪いんですけども、震災後の子供たちの心身に与えた大きな影響というのが表には出てきません。それで、具体的にいいますと不登校の数も県内でも少ない、中学校

に現在3名おりますけれども、小学校にはおりません。それから、あとはそのことによって子供同士が争いになるということはありません。スクールカウンセラー並びに他県から来ている臨床心理士の方々のお力に非常に感謝しておるところでございます。

ただ、今後いろいろな問題が出てくることは否定できませんので、注意深く見守っていきたいと思っております。

○委員長（及川 均君） 小山委員。

○小山幸七委員 そのようなよい結果であればいいんですけども、この前、去年ですか、運動会の折に小学校の先生に聞きましたら、去年のことですけれどもやはりいまだに動搖しておる子供がおるということを聞いたもので、その後どうなっているかなと思って今質問したわけです。うまくいっていればそれでいいことだと思います。どうもありがとうございます。

○委員長（及川 均君） ほかに。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 ページ数は151、152の生涯学習推進のところで、ちょっと私もさきほど聞きはぐったんですが、8節の報償費、これは講師の謝金ということで何か子供たちの学習指導とかをしているための謝金なんでしょうか。もう一度ちょっと確認したいと思います。

それから、156ページ、学校給食費の中で賄い材料のところであります。107ページの付表を見ますと、地場産品の活用は震災のためにできなかつたとそういう記載があります。現在は今どうなっているのか、その辺を伺いたいと思います。

それと、その下の（6）のところに食材の放射能検査ということで、簡易検査と精密検査と2通りがあって、事前検査が14回、事後検査が20回ということで記載されております。多分これは、簡易検査は給食の中に備えてつけてあるもので検査しているのではないかと思われますが、その下の精密検査の事後検査についてはどこでどういう形で検査するのか、その辺、教えてください。

○委員長（及川 均君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 報償費はいろいろな大学生のアルバイトとか支援員とか、あとは実際に受け入れするためのコーディネーターとか、地元の方も一部いるんですけども、全体で20人から30人ぐらいの間が支援として来ておりまして、その方々に対する謝金というものでございます。実際に一番多い時で、小中高生125名ほど登録されて、毎日20名以上が観洋に行って、7月以降はこちらの学校の近くといいますか、その辺に来て勉強していたという内容でございます。

○委員長（及川 均君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 給食の食材の地場産品ですけれども、今現在もなかなか地場産品を活用できる状態には至っていないという状況でございます。ただ、地元南三陸町の方が生産したもの、特に農産物ですけれども、JAを通して一部購入しているという部分もございますし、あとは海産物でいうとワカメとかそういうものの活用という形になっております。

それから、放射能検査ですけれども、この簡易検査という分については事前の検査でございまして、これは給食を提供する前の食材を検査回数、平成24年度は14回でございましたけれども、これは教育事務所でその検査機器を持っておりまして、こちらから教育事務所まで検査する検体を持っていってそれで検査をしてもらうということ、これが事前検査でございます。それから、精密検査、事後検査については、これは提供した給食全部全量をそっくり検査をしてもらうということで、これは仙台に送って検査をしてもらうということでございます。24年度は事前検査、事後検査もいずれも全て放射能については基準値内ということでございました。以上でございます。

○委員長（及川 均君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 子供たちに対する修学というか、先ほど説明がありましたように20人から30人ぐらいの子供たちが利用しているというお話をしました。私もちよつとあそこを通るとき見ているんですけども、結構子供たちは喜んで来ているようなんですが、問題は私、最近大変学力低下だということで、宮城県は特にそういうデータが出たということで報道されていました。この震災でなかなか学習をするところが仮設住宅の中で勉強できないということで、こういう支援は大変貴重な支援だと私は思っております。今後この方たちはずっと継続してやれるのでしょうか。あと、教育長、学力に対する取り組みというか、それはどうなっているのか、その辺お聞きしたいと思っています。

それから、給食のこういう状況なのでなかなか前のように地場産品を回復するというところまではいっていないとは思うんですが、ただ考え方として姿勢として地場産品を使うという取り組みをしているのかなと思っていますが、それでよろしいでしょうか。

この検査なんですが、簡易検査、これは教育事務所というのはどこにあるんですか。町内にあるんですね。ちょっと待ってくださいね。いいです。すぐわかることなんですね、そうしますとこの簡易検査ですので。それから、ゲルマニウムのこれはもう本当に時間がかかると思うので全量検査すると。今まででは出てこなかったということなので、非常によかったなど

思っています。多分 P T A なんかの方でも心配している方たちがいるんじやないかと思うんですが、その辺もきっと情報を提供しているのか、開示しているのかどうか、その辺をお願いします。

○委員長（及川 均君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 学力のご質問についてお答えしたいと思います。

大瀧委員おっしゃるように宮城県の学力については、非常に全国的に高くないという結果が出ております。当町においても、宮城県の結果と似たような結果が出ております。項目によつては、県に比較すると下がっているものもあります。それで、昨年度から町内で小中学校学力対策委員会というものを設置しまして、町内の校長会の代表とそれから各学校の研究主任クラスの先生が集まって、そして学力調査の結果の分析、そして問題点の把握、対策というものを立てて、それに沿つて進めてきております。当町の子供たちの学力の問題点というか、学力低下の部分について申し上げますと、応用的な問題がちょっと弱いということで、国語でいうと読んでそして自分の考えで書くというか答えるというか、それから算数、数学においては応用問題が弱いというところで、この辺については各学校できちつと対応していくこととして進めています。

○委員長（及川 均君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 学習支援事業の関係でございますけれども、T E R A C O という名前でグランドラインというN P O が実施しておるわけですけれども、25年度につきましては現在3棟あそこにあります、音楽室と図書室と学習室みたいな3つ建物があるんですけども、そこである程度定着しましたので、3年目ということで今有料で実施しているようなので、町とすれば2年間支援したので25年度から自立といいますか、そのN P O に任せやってもらっているという状況でございます。25年度には新たに戸倉小学校を対象に放課後児童クラブということで、放課後に運動したりあるいは勉強したりということで、N P O が入ってそういう居場所をつくって活動しております。それも全額補助の事業でございますが、そういう形でやっております。

○委員長（及川 均君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 放射能検査でございますけれども、この事前検査、簡易検査につきましては、教育事務所に行って測定をするんですが、教育事務所は今佐沼にある教育事務所にこちらから持つていってそこで検査をしてもらうということです。事前検査、簡易測定ですので、30分ぐらいでその結果が出るということでございます。なお、昨年度そういう

た事前検査も事後検査も全て基準値内だったんですけども、食材は安全ですという部分について、給食だより等を利用して保護者にもそういった情報については提供しておるという状況でございます。

なお、食材の購入については、給食ですから数がまとまらないとなかなか難しいんですが、そういう数をまとめたものを提供できる方が町内におれば、どんどん利用したいというスタンスで考えております。

○委員長（及川 均君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 T E R A C Oですか、あそこに子供たちが集まつてくるなとは見ていたんですけども2年間は無料だったと。今度は有料になったということで、その辺がちょっとまた今問題かなと思っているんです。せっかく今教育長おっしゃったように学力がかなり低下していて、今その対策もやると。そういうことで今学力向上のための対策を学校側はやると。それを補うような形でこのT E R A C Oの中でも、なかなか勉強する環境でない今仮設住宅にいる子供たちにこういう提供をしていくということで、大変いいことだなと思うんですが、ただ有料になると利用者が少なくなるんじゃないかなという気もするんですよ。その辺はいかがでしょうかね。やっぱりきっと将来の子供たちにちゃんととした教育を受けさせることでは、有料じゃなくてまた引き続き町からの補助というかそういうものが必要ではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。これはどなたに聞けばいいのかな。町長かな。

あとは、給食の問題です。これは地場産品、なかなか今厳しい状況にはなっているんですけども、これはできるところからぜひ始めてほしいなと思っております。

それから、簡易の検査ときちんとした検査と両方でやるということで、これは登米市にあるのはわかつっていましたけれども、では当町にはなかったんですね。佐沼でやっているということですね。30分ぐらいでできるということなんですが、今までではそういう値が出てこなかったということで家庭にちゃんと知らせているとそういう答弁でしたので、それはそれでいいと思います。

では、その最後の一言。

○委員長（及川 均君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） さまざまな支援が未来永劫続くということはございませんので、どこかで切らなければいけないというのもございます。今回のT E R A C Oさんの部分については、そちらのほうから今回は自立をしてやっていくという申し出もあったということで、利

用人数も全然減っていないということですので、その辺は余り問題ないと認識をしております。

○委員長（及川 均君） 次、鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 2つ、3つ聞いておきたいと思います。

1つは、138ページの13節委託料の中のスクールバス等運行委託料で1億2,700万円ばかり計上されてあるわけですけれども、このバスの台数等々はどうなっておるのか。それから、現在輸送等々で子供たちが余りにも長い時間乗車しているということで、疲労の度合いが大きいという話も聞いておりますけれども、その辺が1つでございます。

それから、もう一つは戸倉小学校の建設予定地の造成あるいは建設計画は予定どおり進められておるのか。それから、開校予定は、まだ建てないうちから開校はなになんだけれども、まずその辺の考え方。

それから、さらにもう1点は、小学校、中学校、学校敷地内に仮設住宅が建っております。この仮設住宅の移設の問題でございますけれども、これをどういうふうに教育部局として考えておられるのか。あるいは、この3番目等々は町の考え方との兼ね合いもあろうかと思いますけれども、どういう考え方でおられるのか、その辺をお聞きいたしたいと思います。

○委員長（及川 均君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） それでは1点目、スクールバスでございますけれども、現在16台のバスを使って運行をしております。一番遠いところというと、戸倉小中に絡む南方から来るバスについては、確かに長時間、朝7時ちょうどぐらいに出発をして戸倉小に着く時間が7時55分ですから、約五十四、五分の時間を要するわけでございます。中には低学年の子供もおりますので、子供たちも疲労度は確かにあるかと思いますけれども、学校に様子を聞きますと大分子供たちもなれてきたということで、特に通学で苦痛を感じているというか、そういった部分の話は余り聞こえてはきておりません。

それと、戸倉小学校につきましては、建築場所については防集の戸倉団地の裏の山ということで場所は確定しております、造成についても11月ごろから入る予定となっております。学校敷地分については、優先的に造成工事にも入ってもらいますので、今現在は25年度において今校舎の設計業務をしておりますけれども、26年度の1学期中ぐらいの期間には本体工事にも入れるのではないかという今見込みでおりますので、そうしますと学校建築、1年ちょっとぐらいかかると思いますので、27年度には新しい校舎に戻れるのではないかと今考えておるところでございます。

それから、学校の校庭にある仮設ですけれども、先ほどもそういった議論がございましたけれども、いずれ仮設もそういった集約をする段階になれば、やはり学校敷地については優先的にあけてもらうようにその辺は関係課と調整していきたいと考えております。

○委員長（及川 均君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 そのスクールバス運行についてでございますけれども、1年生から中学生まで南方から通う人たちは大変だろうと。それは7時から乗車が始まって、約1時間かかるて学校に到着するんだということでございますから、子供たちからすればなれとして大変だろうなと思いますけれども、16台ものバスを委託しているということでございますから、それなりの方法で運行しているんだとは思いますけれども、できるだけ子供たちの精神的、肉体的そういったものに負担のかからないような輸送方法が好ましいのではないかと思います。

それから、学校の造成地でございますけれども、まだ始まっていないわけでございますから果たして27年度まで入れるのかなと。なぜこういうことをお尋ねするかといえば、ただいま前者も学力、体力の問題で話はされたんだけれども、施設があったから必ずしも学力、体力がつくわけではないとは思いますけれども、施設を整備したところでやはり子供たちの教育に当たるということは、子供たちのためになるんだということだけは間違いないと思います。そういう意味合いでこうしたことを早めて考える、先ほど優先してやってもらうように取り計らっているということでございますけれども、25、26、27まで3年になるわけです。仮設の問題にしても3年までは延長されたけれども、それまでに仮設が移設できるかどうか。あるいは、その校庭なら校庭が子供たちのために、あるいは地域の体育祭のために活用できるようなもとに戻った状態にできるかどうかですよ。そういうことをやはり本当に子供たちの将来のための教育、体力、あるいは精神的なものですね。そういったものからすれば、これは大切なことではないかなとそんなふうに思うからこの質問をしてみたわけでございますけれども、ぜひこうした前向きな一日も早い建設方、あるいは現在仮設住宅でお住まいの方々の移設の問題、そういったことを考えていただきたいと思いますけれども、仮設住宅の移設についてはどちらの部門かわかりませんけれども、何年ぐらい見ているんですか、これは。やはり先ほどどなたかに答弁したように27年まで延長期間を有効に活用するんですか。その辺、お答えいただきたいと思いますが。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 応急仮設住宅の移設の関係ということで、今うちのほうが所掌

しておりますので考え方を述べさせていただきたいと思いますが、先ほどもお話ししましたように、種々防集の事業あるいは災害公営住宅の事業とあわせてやはり考えなければならないと考えておりますので、今はそれを言明する時期にはないと思いますが、いずれ集約をする時期が来るだろうとは予想されます。ただ、今のところ先ほども申し上げましたが、3年から4年に1年間延長になったと、応急仮設住宅が。それについては事実でございますので、それに合わせて防集事業等、進捗に合わせて集約を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（及川 均君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 なかなか難しいことだろうと、成り行きにしか従つていけないということだろうと思いますけれども、学校に建てる場合にあっても、学校に建てなくともいい場所を例えば入谷地区の場合ですけれども案内したんですよ、私は当時の建設課長等々に。そうやって、ここだったらば15軒が30軒も建てられる場所ですよ。それを2カ所も3カ所も案内してあるんですよ。それをどこでも学校の校庭に建てているからということで、あしたからこの事業が始まりますよと、前日に学校の連絡があったという情報もつかんでいます。そういうことがないように、事前にやっぱり仮設住宅の移設の問題についても考えていただきやつていただきたいなとお願いしたいと思います。終わります。

○委員長（及川 均君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 私は、社会教育費の中の文化財保護について1点お伺いしたいと思います。

ただいま文化財保護活動の推進ということでこの付表を見ておりますが、以前にもその都度この震災後の被害状況等文化財に当たっての報告をいただいておりましたが、町内にある石碑等の被害の確認は全て終えたんでしょうか。流出して確認はできないものもまだあるかと思いますがその点と、かつて一般質問の中で私は教育長にお伺いをした町史の観光あります。例えて挙げるならば、旧歌津町の町史等に載っておりますただいま申し上げました文化財の石碑、それと伴いまして満州事変から昭和20年の終戦を迎えるに当たりましての忠魂碑、伊里前小学校入り口にございましたが、これもものの見事にはかなくも石碑が倒壊をしてしまったという状況はご存じのことかと思います。そこで、この忠魂碑等には尊い命を戦争によってなくされました218名の名前が刻まれておりました。これは旧歌津村で昭和33年に建立をされたと、これも子々孫々、戦争のむごさ、その命の大切さというものを震災とあわせながら私はこの記念碑を見たわけであります、その後、この決算期を迎えるに至るまで震災後に一切手が加えられておりませんでした。ただいま教育長も知ってのことかと思いますが、トラロープが張られたまま、いわゆる伊里前仮設商店街の後ろにむげに横たわってお

る状態でございます。戦士された皆様方に大変むごい形として取り残されておるのではない
かと思っておるのは私ばかりではないようあります。その点について、町史の中でこの責
任を伺ったわけでございますが、教育長でよろしいんですかね。この点をお伺いしたいと思
います。

○委員長（及川 均君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 指定文化財につきましては、完全に滅失している大雄寺の杉並
木とか名足のカサギとかそういうものにつきましては、文化財指定の解除を委員会でしてご
ざいます。あとは、一部例えば館浜のモクゲンジとか指定されたものは完全に倒されたんで
すけれども、下から出てきているものとかあるいは長須賀海岸のハマナスの群生とか一部出
てきて回復のところも、あとは戸倉の天女塚なんかもそうですが、修繕した箇所もございま
す。そんな形で直せるところは今年度予算でその説明用の看板も3カ所ほどですか、直した
りそういう形で指定、無指定含めて文化財はそれぞれ担当のほうで確認はしてございます。

○委員長（及川 均君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 山内委員がおっしゃるとおり私も委員からお話を聞いて、その場所等
については確認させていただいております。実は、この震災によりまして、歌津地区の忠魂
碑も含めていろいろな箇所にいろいろな記念碑等があったものが、やはり津波によって流失
または倒壊しておるものがたくさんあります。これらのものを含めまして、場所だとか土地
利用の関係もありますので、今後検討してこれを考えていただきたいと思っております。

○委員長（及川 均君） 山内委員。

○山内孝樹委員 最初に生涯学習課長からお答えをいただきました。私の舌足らず、言葉足らず
といいますか、今忠魂碑の件については教育長からお答えをいただきましたが、実はその流
失したという文化財、石碑等も含めて聞いたつもりなんですよ。といいますのは、特にこの
震災におきまして、また例えて歌津地区、南三陸町各地区に石碑が建っておったかと思うん
ですけれども、昭和8年の津波におきましての記念碑というんですか、石碑が歌津地区は6
カ所建っておったかと思います。この石碑には、地震が来たら津波と思え、津波が来たら早
く高台へという大変な思いをされた方々のまた思いをこの石碑に刻んで後世に言い伝えると
いう石碑を、課長も知つてのことかと思いますが、そういうものも含めて確認はできたのか
など。あわせて忠魂碑もそうですが、この修復等をどのように考えておられるのかというこ
とで伺つたつもりなんですけれども、舌足らずであります。

また、教育長に今お答えをいただきましたが、忠魂碑におきましては確かに確認をしたと言

いますけれども、あのままで戦死者への石碑をあのむごい形で管理とは言えないのではない
かとこのように思い、決算期を迎えるまで私は見ておりました。また、ある方々もそのよう
な忠魂碑をどのように管理していくんだとそのような声があったものでして、改めてこの点
を伺ったわけであります。大変な時間を費やしておりますが、もう一度お答えをしていただき
たい。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 忠魂碑に關しましては、私のほうにも連絡がございましてその
辺、遺族会の会長と協議をしたという経緯がございますのでお答えをさせていただきます
が、先般、戦没者の慰靈祭がございまして、その際に遺族会の会長さんとその件に関して協
議をさせていただきました。あのままでは忍びないということでうちのほうで片づけをさせ
ていただきたいということで、遺族会の会長さんにお話をさせていただいたところ、あのま
まではうまくないので片づけてほしいということのご依頼がございますので、後日その辺の
予算調整をして後で片づけをさせていただきたいということで了解を得ておりますので、補
足説明とさせていただきたいと思います。

○委員長（及川 均君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 津波の石碑 6 カ所、歌津、今現在残っているのは、港も流され
たので田の浦 1 カ所だけだと思うんですが、それにつきましても、貴重な文化財なので修
復ができるように検討したいと思います。

○委員長（及川 均君） 山内委員。

○山内孝樹委員 忠魂碑については、福祉課長から今答弁をいただきましたが、片づけてほしい
ということは修復をしないという解釈をしてよろしいんだろうか。補足答弁でしたが、218名
の尊い命を失った戦死者の思いというものを片づけてほしいというのはどういう遺族会の会
長かどうか知りませんけれども、それとあわせて修復をされるのか。もう一度お伺いした
い。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほど委員おっしゃいましたように、忠魂碑につきましては、
当時の歌津村で設置をしたということは確認をしております。いわゆる戦没者の方の名簿に
つきましては、忠魂碑に刻まれておりますし歌津町史にも記載をされていると、その辺も確
認をしております。ただ、今回ああいう状態で被災して倒壊をしたという状況になって、そ
れではどこに修復をしたらいいか、あるいは遺族会も含めてどういった形で修復をしたら

いいのかというのは、やはり協議を要すると思います。今はああいう状態で倒壊をしておりますので、その部分についてはあのまま置くのではなくて、一旦お片づけをさせていただくと。その後に改めてどういった形で修復をするのか、どの場所に修復するのか、経費等をどうするのかということにつきましては、時間をかけて協議をしてまいりたいと考えております。

○委員長（及川 均君） 次に、佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 済みません。大分時間が経過しておりますのに。1点だけお伺いします。

144ページから146ページにかけて、中学校費の負担金、補助及び交付金でございますが、先ほど教育総務課長の説明では中体連県大会等出場補助金、いわゆる前年度より比較して140万円の増だというお話のようでございます。したがいまして、いわゆる3倍ぐらいの数字になるんだろうと思います。非常に学校現場がいわゆる恵まれた環境でないという状況の中で、別に補助単価を上げたとか補助要件を緩和したとかそういうものじゃなくて、私が理解するのは、いわゆる中学校生徒が非常に頑張ってよい成績を上げたと思うわけでございますが、その辺ちょっと内容的な部分、説明してください。

○委員長（及川 均君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 中体連県大会補助金でございますけれども、支給の基準は従来どおりでございます。要するに、参加する種目というか人数がふえたということでございます。23年度の比較でございますけれども、23年度、震災の年度でございましたけれども、県大会への出場種目が意外と個人種目というかそういったものが多かったんですが、24年度は野球とかそういう団体で人数の多い競技が中体連の本大会、それから新人大会両方に野球とかも参加しておりますし、あとはバスケットボールとかいづれ参加する種目もふえたし、団体競技で参加する人数もふえたということで補助金の額がふえております。

○委員長（及川 均君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 わかりました。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように恵まれない教育環境の中でいわゆる生徒が頑張ったと、あるいは指導した教員が適正な指導をしたというかそういう形になろうかと思います。したがいまして、頑張った生徒それから教員に敬意を表し、称賛を表して終わります。わかりました。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で9款教育費の質疑を終わります。

○委員長（及川 均君） お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明19日、午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（及川 均君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明19日、午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後5時00分 閉会